

子ども、みんなが主人公！ 北区子どもしあわせプラン

Vol.2



北区 教育ビジョン 2024

令和6年(2024年)3月



東京都北区教育委員会

はじめに

北区教育委員会では、平成 10 年（1998 年）に初めて「北区教育ビジョン」を策定し、その後、平成 17 年（2005 年）以降、5 年ごとに 4 回のビジョンを策定してまいりました。

平成 27 年（2015 年）に策定した「北区教育ビジョン 2015」からは、「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための 3 つの視点として、「まなび・ささえ・つなぐ」を掲げ、それに基づき様々な施策と取組を展開してきましたが、令和 2 年（2020 年）以降の「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴う学校・園の臨時休業等により、国の GIGA スクール構想が前倒しされ、児童・生徒に 1 人 1 台の学習用端末が配付されるなど、これまでの学びのスタイルが大きく変化することとなりました。

また、コロナ禍の中で、全国的に不登校児童・生徒が急増するなど、新たな課題も生じています。

今回策定した「北区教育ビジョン 2024」では、これらの学校を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、新たな「北区基本構想」（令和 5 年（2023 年）10 月 北区議会議決）の理念のもと、「北区教育委員会の教育目標」に掲げる人間の育成に向けて、「Ⅰ 子どもの可能性を最大限に引き出す学びの基盤づくり」、「Ⅱ 豊かで質の高い教育環境づくり」、「Ⅲ 多様な主体との連携・協働による学びの絆づくり」の 3 つの柱のもと、今後 5 年間に重点的に取り組むべき主な施策を整理しました。

あわせて、「北区子どもの権利と幸せに関する条例」（令和 6 年（2024 年）3 月制定）の理念に基づき、「子どもの最善の利益」を最優先とすることを施策展開の基本的な視点とするとともに、将来の予測が困難な時代において、子どもたちの自ら未来を切り拓く力を育み、主体的に社会に貢献できる人材の育成に取り組み、学校、家庭、地域の連携・協働により、子どもたちの健やかな育ちを支えていくこととしています。

最後に、本ビジョン策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた有識者及び関係団体等の皆様並びにパブリックコメントに多くのご意見をお寄せいただいた区民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

北区教育委員会

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 章 「北区教育ビジョン 2024」の位置付け | 1 |
| 第 2 章 「北区教育ビジョン 2020」の総括 | 2 |
| 第 3 章 「北区教育ビジョン 2024」の基本的な考え方 | 12 |
| 1 北区の教育を取り巻く環境の変化 | 12 |
| 2 北区が目指す教育の方向性 | 24 |
| 第 4 章 「北区教育ビジョン 2024」の施策展開 | 27 |
| 1 施策展開の構成 | 27 |
| 2 北区教育ビジョン 2024 の体系について | 27 |
| 3 北区教育ビジョン 2024 体系図 | 29 |
| 柱 1 子どもの可能性を最大限に引き出す学びの基盤づくり | 33 |
| 取組の方向 1 幼児期からの育ち・学びを支える | 33 |
| 取組の方向 2 確かな学力を育成する | 35 |
| 取組の方向 3 豊かな心を育む | 39 |
| 取組の方向 4 健やかな体を育てる | 46 |
| 取組の方向 5 誰一人取り残さず、共に学び、成長する力を育てる | 49 |
| 取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる人材を育てる | 55 |
| 取組の方向 7 主体的に社会の形成に参画するための多様な力を伸ばす .. | 59 |
| 柱 2 豊かで質の高い教育環境づくり | 63 |
| 取組の方向 8 学校の教育力を高める | 63 |
| 取組の方向 9 教育 DX の推進 | 67 |
| 取組の方向 10 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する | 72 |
| 柱 3 多様な主体との連携・協働による学びの絆づくり | 76 |
| 取組の方向 1 1 家庭・地域等との連携・協働による地域教育力の向上を図る .. | 76 |
| 取組の方向 1 2 生涯学び、活躍できる環境づくりを充実する | 80 |
| 取組の方向 1 3 伝統、文化、芸術を守り、継承する | 82 |
| 第 5 章 「北区教育ビジョン 2024」の推進に向けて | 85 |

《参考資料》

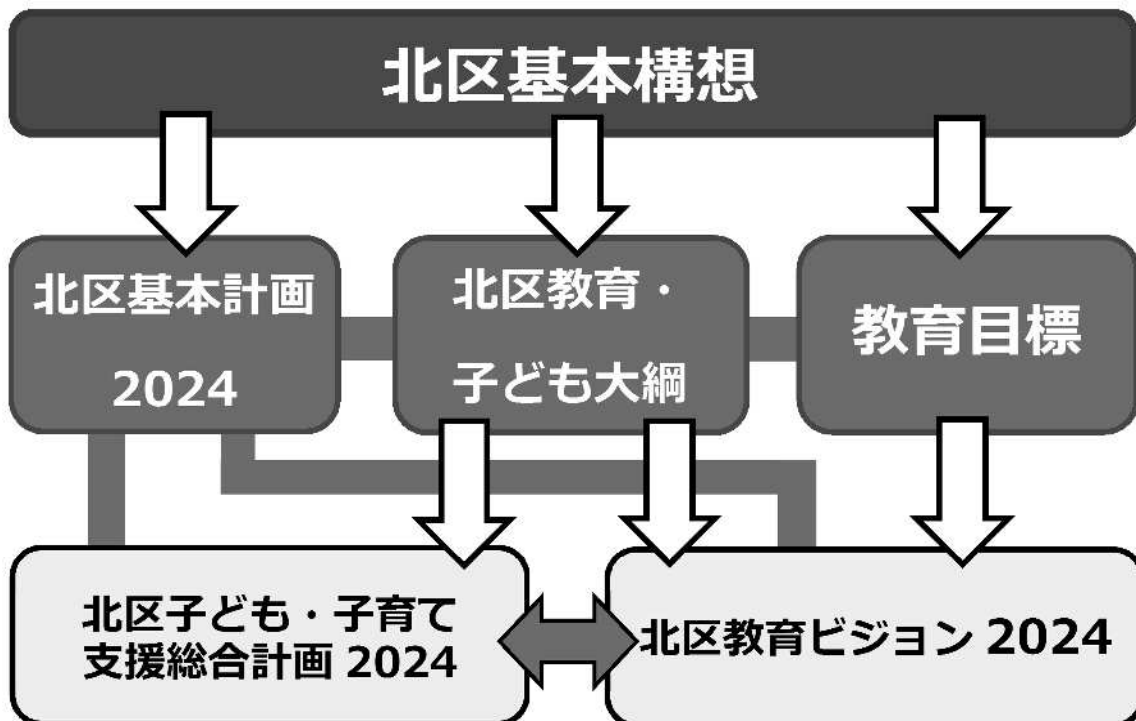
| | | |
|------|----------------------------------|-----|
| 資料 1 | 全国学力・学習状況調査等の国・東京都・北区指標の推移..... | 87 |
| 資料 2 | 用語解説..... | 95 |
| 資料 3 | 「北区教育ビジョン 2024」検討経過 | 103 |
| 資料 4 | 「北区教育ビジョン 2024」策定検討委員会設置要綱 | 105 |

都の北学園の表記について

都の北学園（義務教育学校）の前期課程（1年生～6年生）は「区立小学校」、後期課程（7～9年生）は「区立中学校」にそれぞれ含まれます。

第1章 「北区教育ビジョン 2024」の位置付け

- 北区基本構想（p.24）及び北区教育・子ども大綱^{※1}（p.26）を踏まえ、北区基本計画と整合性を図りながら、進展する時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」の更なる充実・発展を目指すものです。
- 北区教育委員会が掲げる「教育目標」（p.25）を実現するための実施計画として策定します。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間（令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで）に北区教育委員会が重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野の基本的な方向性と主な施策を示すもの[◆]です。
- 教育基本法第17条第2項の規定による地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 国の教育振興基本計画^{※2}及び東京都教育ビジョンを参酌のうえ策定します。



◆ 北区教育ビジョン 2020 は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）末までの5か年計画として令和2年（2020年）3月に策定したのですが、上位計画である北区基本構想及び北区基本計画が令和5年度（2023年度）中の改定が予定されたことから、北区教育ビジョン 2020 を1年前倒して改定し、この度、北区教育ビジョン 2024 を策定するものです。

第2章 「北区教育ビジョン2020」の総括

令和2年（2020年）3月に策定した北区教育ビジョン2020では、北区教育ビジョン2015の施策全体を貫く3つの視点「まなび・ささえ・つなぐ」を継承するとともに、激動の時代を豊かに生き抜き、社会に貢献できる人材を育むことや、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」、「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目標に掲げました。

教育を取り巻く環境が激しく変化するなか、諸課題に適切に対応していくため、「Ⅰ学びの基盤をつくる・Ⅱ豊かな教育環境をつくる・Ⅲ学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理し、取り組むべき施策を体系化し、総合的な展開を図りました。

主な取組の総括は、以下のとおりです。

Ⅰ 学びの基盤をつくる

1. 0歳からの育ち・学びを支える

【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

0歳からの育ち・学びを支えるため、「きらきら0年生応援プロジェクト」による就学前教育・保育の充実に資する、保育士・教員の資質・能力の向上を図ってきたほか、「北区立認定こども園検討委員会報告書」（令和3年（2021年）1月）に基づき、区立幼稚園で培ってきた幼児教育の継承に資する、2園目となる区立認定こども園の設置方針を決定し、令和7年（2025年）4月の開園を目指し、取組を進めています。

また、北区独自の教育システムである学校ファミリー構想^{*3}を基盤とした、地域と一体となった特色ある教育を推進するとともに、小中一貫教育を実施し、一貫性のある教育の充実に資する、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」（平成30年（2018年）3月）に基づく北区初の施設一体型小中一貫校（都の北学園）の整備について、開校にあたり必要となる学校運営や教育カリキュラム等の詳細事項の検討を進めるととも

に、令和5年度（2023年度）には、神谷小学校と稲田小学校の高学年で教科担任制のモデル実施を行うなど、令和6年（2024年）4月の開校に向けた取組を推進しています。

2. 確かな学力を保証する

【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

確かな学力の保証については、北区独自の「北区基礎・基本の定着度調査^{※4}」を実施し、区立小・中学校の各校では、調査結果を基に、学力や教員の指導方法等に関する課題を分析し、「授業改善推進プラン」を作成、実施しています。また、ティーム・ティーチングによる児童・生徒の学習指導を行う「学力パワーアップ講師」や学級集団づくりを支援するための「学級経営支援員」の配置、区立小学校3～6年生を対象とした放課後の補習教室である「学力フォローアップ教室」の実施などにより、児童・生徒一人一人に行き届くきめ細かな指導の充実と教員の指導体制の強化を図っています。さらに、理科、数学、外国語に関する各教育アドバイザー^{※5}が各校を巡回し、授業改善等に取り組みながら、次代に求められる、児童・生徒の資質、能力の育成を図っています。あわせて、児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な調べ学習や読書活動につなげられるよう、令和2年度（2020年度）からは、「学校図書館指導員^{※6}」を全区立小・中学校に原則週2日配置し、読み聞かせや学習支援など、学校図書館に係る環境を充実しています。このような取組により、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や主体的・能動的な学習意欲の向上に努めています。

3. 豊かな心を育む

【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

豊かな心を育むため、区立小・中学校においては、児童・生徒の人権に関する知的理解や多様性の尊重など、自他の人権を守ろうとする意識や態度を身に付けられるよう、あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えているとともに、思いやりの心、生命尊重、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成に資する道徳教育の充実に取り組んでいます。

また、社会科見学などの校外学習や自然体験教室などの宿泊事業などの体験活動を通じて、児童・生徒の社会性や人間力の向上を図っています。

さらに、「東京都北区いじめ防止条例^{*7}」（平成27年（2015年）4月制定）や「東京都北区いじめ防止基本方針^{*8}」（平成29年（2017年）7月一部改訂）に基づき、いじめ問題の克服に向け、学校・保護者・区民及び関係機関が連携を密に取りながら、組織的な対応を行うとともに、いじめ問題は、どの学校でも起こりうることを意識し、未然防止及び早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進しています。

具体的には、令和2年度（2020年度）と令和4年度（2022年度）に、スクールソーシャルワーカー^{*9}を計2名増員して6名体制とするとともに、令和5年度（2023年度）からは、Q-U^{*10}調査（児童・生徒の学校生活での満足度と意欲、学級集団での状況等を把握するためのアンケート）について、1人1台端末「きたコン」を活用して速やかな集計・分析が可能となるWEBQU^{*11}へと移行しています。あわせて、「いじめ問題対応研修」への全教員の毎年度参加、「いじめ対応」に係る校内研修の年間3回以上実施等の教員の対応力強化にも取り組むなど、「いじめゼロ」に向けた取組を積極的に進めています。

4. 健やかな体を育てる

【主な施策】

- (11) 体力の向上・健康の増進
- (12) 保健指導・食育の推進

児童・生徒の健やかな体を育てるため、区立小・中学校において、順次、コーディネーショントレーニング^{*12}を採り入れるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においては、感染対策を徹底しつつ、児童・生徒の健康や安全に配慮した学校教育活動の継続に取り組み、保健指導の充実を図っています。

令和5年度（2023年度）からは、「スポーツの推進及び連携に関する協定」を締結している東京ヴェルディ（株）と連携して実践している児童・生徒を対象にした「スポーツプログラム」や教職員を対象にした「スポーツプログ

ラム指導講習」などを実施し、スポーツの楽しさを味わいながら、運動習慣の定着につながる取組の充実を図っています。

また、肥満・痩身やアレルギー疾患、感染症など、複雑化・多様化する児童・生徒の健康課題に対応するため、小学校体育科や中学校保健体育科における保健指導を徹底し、学校保健の充実にも取り組んでいます。

5. 共に学び合い、共に成長する力を育てる

【主な施策】

- (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進
- (15) 不登校児童・生徒への支援

児童・生徒が共に学び、共に成長していくため、多様な学びの場として、特別支援学級の設置校の拡大、区立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）^{※13}の新規開設、区立小学校における日本語学級設置校の再編などを行うとともに、就学にあたり医療的なケアが必要な児童、生徒等の対応として、令和4年度（2022年度）からは、在籍校（区立学校、幼稚園、認定こども園）への看護師配置の取組を開始し、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても、安心して学校生活を送ることができる環境整備を行っています。

また、増加傾向にある不登校の児童・生徒への対応として、令和5年度（2023年度）には、区立小・中学校各3校における校内の居場所づくりと別室指導支援員の配置のモデル事業やフリースクール^{※14}を利用する児童・生徒への保護者負担軽減の利用料補助制度を開始するとともに、「北区不登校対応検討会」を設置し、総合的な対応方針と具体策の検討を行っています。

6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

【主な施策】

- (16) 英語教育の充実
- (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進
- (18) 国際理解教育の推進

グローバル社会で活躍できる子どもを育てるため、北区では、これまでも英語教育や国際理解教育に力を入れて取り組んでおり、区立小学校1年生からの

外国語指導助手（ALT）配置による英語コミュニケーション能力の育成、区立中学校2年生の生徒が外国人留学生と触れ合い、協力しあって生活する「イングリッシュキャンプ」、アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクールの生徒とのホームステイ体験による異文化理解に資する「区立中学校生徒海外交流事業」などに取り組み、コロナ禍においても、1人1台端末を活用したオンライン交流活動を実施しています。

また、令和2年度（2020年度）には、北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成し、区立小・中学校の授業等で活用することにより、東京北区から日本を導いた渋沢翁の功績や考えを学び、区民としての誇りと愛着の心を育む取組を行っています。

7. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

児童・生徒の社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばすため、防災・安全教育については、区立小・中学校における引き渡し訓練の実施や、東京都作成の「東京マイ・タイムライン」の活用等による児童・生徒の自然災害発生時の行動のあり方などの指導を進めています。

また、理科大好きプロジェクト事業では、お茶の水女子大学との連携により、区立小・中学校の理科授業における実験支援を行う「理科実験支援事業」や小中学生の希望者を対象とした実験教室等を実施するとともに、全区立小・中学校への「理科支援員」を配置と、「理科教育アドバイザー^{※5}」による巡回指導により、理科教育の活性化や指導力の向上を図っています。

コロナ禍において、ICTの活用により児童・生徒の学びを保証できる教育環境を整備するため、令和3年度（2021年度）に区立小・中学校の児童・生徒の1人1台端末「きたコン」と高速大容量通信ネットワークを整備するとともに、「北区GIGAスクール構想^{※15}の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月）」に基づき、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指し、取組を推進しています。

また、SDGs（持続可能な開発のための目標）の主要課題に含まれる基礎

学力の保障や特別支援教育^{*16}などの持続可能で質の高い教育の充実とともに、SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、オリンピック・パラリンピック教育をはじめ、環境教育やキャリア教育等の推進に取り組んでいます。

Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

8. 学校の教育力・経営力を高める

【主な施策】

- (24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶
- (25) 教員の指導環境の充実
- (26) 学校の経営力の強化

学校の教育力・経営力を高めるため、教員の職層や役割に応じた区独自の研修を実施し指導力の向上を図るとともに、校長や副校長研修に加え、未来の管理職育成のための学校マネジメント研修を実施し、学校経営力の強化に取り組んでいます。

教育の質を向上に資する働き方改革の取組では、「北区立学校における働き方改革推進プラン」（平成31年（2019年）3月）に基づき、教員の勤務時間の把握や、教員事務補助員や部活動指導員の配置、校務支援システムの活用推進、学校法律相談（スクールロイヤー）制度の構築など、教員の勤務環境の改善に向けた様々な取組を進めています。

東京都公表の「令和4年度（2022年度）の学校における働き方改革について」では、都内公立小・中学校等における教員の1か月当たりの時間外労働の状況について、令和元年（2019年）から令和4年（2022年）にかけて、小・中学校ともに、「月80時間超」の割合が減少し、「月45時間以下」の割合が増加傾向にあり、北区においても同様の状況がみられますが、引き続き、改善に向けた更なる取組が必要であるとしています。

地域との連携に関する取組では、コミュニティ・スクール^{*17}制度の導入を推進しており、令和3年度（2021年度）には、王子第五小学校で制度を導入し、5つの区立小学校で地域とともにある学校づくりを進めています。

9. 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

【主な施策】

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

質の高い学校施設設備等の整備のため、「北区立小・中学校長寿命化計画」（令和2年（2020年）3月）に基づき、学校施設の目標使用年数を、改築校は100年、既存校は80年以上と設定し、従前の学校改築ペースを着実に実施しながら、既存校については、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げるリノベーション（長寿命化改修）^{*18}を推進し、計画的に教育環境の充実を図っています。

また、区立小学校の適正配置については、令和4年（2022年）4月に荒川小学校と十条台小学校の統合校である十条小学校の開設により、北区立学校適正規模等審議会第三次答申を踏まえた「北区立学校適正配置計画」に基づく取組は全て終了しています。

また、全ての区立小・中学校において充実した教育活動が展開できるように、児童・生徒の人口推計や地域開発の動向などを踏まえながら、良好な教育環境の確保に努めています。

10. 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

【主な施策】

- (30) 学びのセーフティネットづくり
- (31) 教育相談体制の強化
- (32) 子どもの居場所づくり
- (33) 高校・大学との連携
- (34) 企業・NPO等との連携

安全・安心で豊かな教育環境を整備するため、学びのセーフティネットづくりでは、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもを対象に、子どもの状況に寄り添った学習支援事業の実施を推進しています。

また、学校給食費の保護者負担軽減については、令和5年度（2023年度）から、区立小・中学校をはじめ、公私立幼稚園、認定こども園、都立特別支援学校で恒久的な給食費の無償化を実施し、保護者負担の軽減と安定的な給食提供による教育環境の充実を図っています。

教育相談体制については、教育総合相談センターを中心に、必要な専門相談につなげるとともに、児童・生徒が抱える様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援を図るため、スクールカウンセラー^{※19}やスクールソーシャルワーカー^{※9}を配置拡充し、効果的・効率的な支援の実施に取り組んでいます。

子どもの居場所づくりでは、子ども食堂に取り組むNPOやボランティア団体等への助成制度などにより、事業の推進を図っています。

また、高校・大学や企業・NPO等との連携については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、十分な連携が図れない点もありましたが、お茶の水女子大学との連携による理科大好きプロジェクトや区内企業等の協力による中学生の職場体験など、感染防止対策を徹底しながら、可能な取組を推進しています。

Ⅲ 学び合う絆をつくる

11. 家庭の教育力の向上を支援する

【主な施策】

- (35) 子どもの読書活動の充実
- (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実
- (37) 保護者への支援

家庭の教育力の向上を支援については、「第四期北区子ども読書活動推進計画」（令和2年（2020年）3月）に基づき、乳児健診時に絵本を読み聞かせて配布する「ブックスタート」をはじめ、「おはなし会」の開催や「ブックスタートフォローアップ」、「3歳児絵本プレゼント」を実施するなど、年齢や発達段階に応じた、子どもの読書活動の支援を実施しています。

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点であるという考えのもと、「家庭教育力向上プログラム」として、「生活習慣の形成」「家庭学習の定着」「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした様々な事業を積極的に展開しています。

また、保護者への支援については、多様な媒体を活用した情報提供を図ることで、子育てに関する情報の周知に取り組んでいます。

12. 地域の教育力の向上を支援する

【主な施策】

- (38) 地域との協働
- (39) 青少年教育の振興
- (40) 社会教育活動の支援

地域の教育力の向上支援については、区立小・中学校の教育活動に地域の教育力を生かすため、全区立小・中学校にスクールコーディネーター^{※20}を配置し、学校支援ボランティアの活動推進を図り、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して取り組む地域学校活動の推進を図っています。

次代を担う青少年が社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長できるよう、親子ふれあい事業やスポーツ、野外活動、地域環境浄化活動など、健全育成活動の充実を図る取組を実践しています。

また、社会教育活動の支援については、PTA など地域で活躍する社会教育関係団体^{※21}に対して、自主的に実施する講座の支援や講師謝礼の助成などを実施しています。

13. 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びの支援については、地域における生涯学習の拠点である文化センターを中心に、区民大学や、ことぶき大学、青淵義塾^{※22}など、区民が多様なライフスタイルにあわせて主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育^{※23}も視野に入れながら、区民や社会教育関係団体^{※21}等が学んだ知識や体験の成果を地域活動につなげ、社会に還元していく仕組みづくりなどを推進しています。

また、図書館事業の推進については、「区民とともに歩む図書館委員会」の運営や「北区図書館活動区民の会」との協働による、各種講座、企画展示、子ども向け行事などの実施を通して、区民との協働を推進しています。

14. 文化・芸術活動を振興する

【主な施策】

- (44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
- (45) 文化財の保護・活用と保存・継承
- (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動の振興については、令和3年（2021年）に、飛鳥山博物館の一部を、渋沢栄一翁を主人公としたNHK大河ドラマ「青天を衝け」の大河ドラマ館として使用し、過去最高の入館者数となるなど、ふるさと北区への愛着を深める事業の推進を図っています。

また、文化財の保護・活用と保存・継承については、「史跡のまち・北区」として情報発信や文化・歴史学習の推進に取り組むとともに、国内最大規模を誇る縄文貝塚である国指定史跡中里貝塚を地域の重要な財産として、また教育・観光等の資源として次世代に伝えていくため、「史跡中里貝塚保存活用計画」に基づき、整備や管理について検討を進めています。

また、文化・芸術活動の推進については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、児童・生徒が文化・芸術に直接触れ合い、体験する機会に制約がありました。北区文化振興財団による「スクールコンサート」をオンライン鑑賞とするなど、可能な限り、文化・芸術活動に触れる機会の確保に努めています。

【まとめ】

「北区教育ビジョン2020」で掲げた3つの柱と14の取組の方向を踏まえ、この間、数多くの事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響で、十分な成果を得られなかった事業もありましたが、全体的には、子どもたちの学びを止めることのないよう、学校と教育委員会が一丸となり、様々な取組の推進を図ったことで、一定の成果が得られています。一方で、不登校児童・生徒の増加や、教員の働き方、1人1台端末の活用などの課題も生じており、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、スピード感をもって取組を実施していくことが一層、重要となっています。

第3章 「北区教育ビジョン2024」の基本的な考え方

1 北区の教育を取り巻く環境の変化

現代は、将来の予測が困難な時代であるとともに、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、様々な社会課題が存在しています。

そのようななか、Society5.0^{※24}を見据え、社会を展望する上で、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要となっています。

国では、これらの環境変化や考え方等を踏まえて、令和5年（2023年）6月に、新たな教育振興計画^{※2}を策定しました。また、東京都では、国の計画策定に伴い、東京都教育ビジョンの改定に取り組んでいます。（令和5年度（2023年）未改定予定）

【国】

○ 第4期教育振興基本計画^{※2}（令和5年（2023年）6月策定）

同計画では、コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、今後の教育施策に関する5つの基本的な方針として、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）^{※25}の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を示しています。

○ 学習指導要領等（平成29年（2017年）3月改訂）

・平成30年度（2018年度）

新幼稚園教育要領、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行、
新保育所保育指針適用

- ・令和 2 年度（2020 年度）
新小学校学習指導要領施行
- ・令和 3 年度（2021 年度）
新中学校学習指導要領施行

（主なポイント）

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成 20 年（2008 年）改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
- ・教科化による道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成
- ・知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び^{※26}」
- ・カリキュラム・マネジメント^{※27}の確立

【東京都】

○ **東京都教育施策大綱（令和 3 年（2021 年）3 月策定）**

【「東京型教育モデル」で実践する特に重要な事項】

- 1 一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びの実現
- 2 Society5.0^{※24}時代を切り拓くイノベーション人材の育成
- 3 世界に羽ばたくグローバル人材の育成
- 4 教育のインクルージョンの推進
- 5 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 6 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

○ **東京都教育ビジョン（第 4 次）（平成 31 年（2019 年）3 月策定）**

【次代を担う東京の子供の姿】

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく。

【基本的な方針】

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
- 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
- 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
- 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
- 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
- 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
- 9 これからの教育を担う優れた教員の育成
- 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
- 11 質の高い教育を支える環境の整備
- 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

【北区】

「北区教育ビジョン 2020」策定以降における、区の教育を取り巻く主な情勢の変化について、次のとおりまとめました。

1) 年少人口の推移

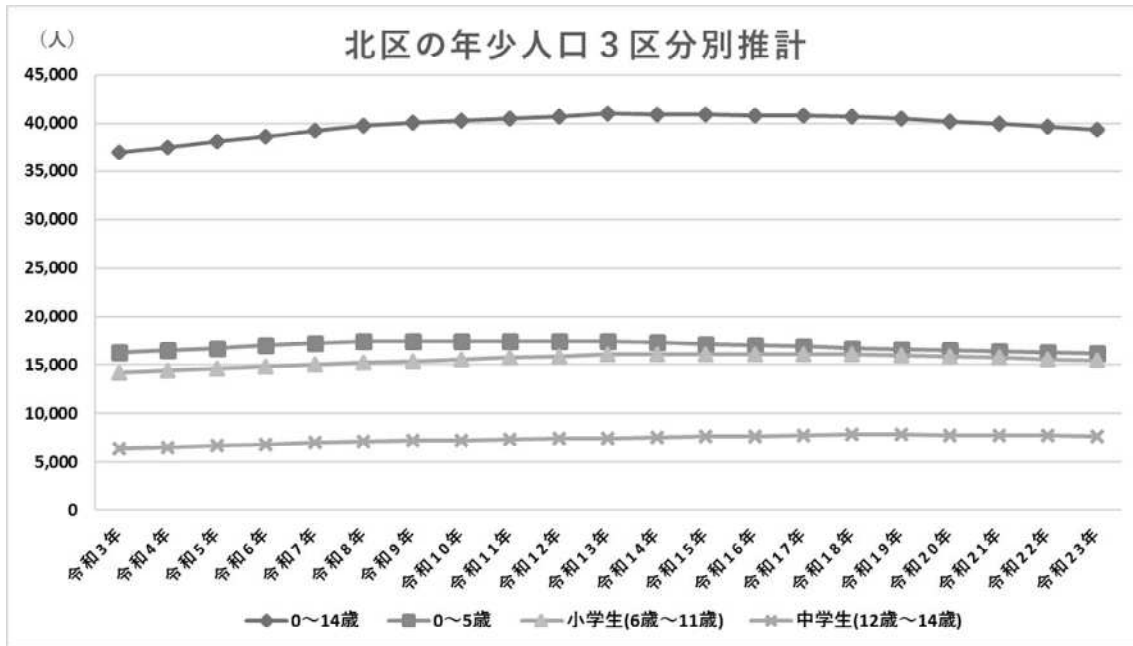
北区の人口は、令和 5 年（2023 年 5 月 1 日現在）は、355,970 人ですが、令和 18 年（2036 年）の 365,209 人をピークに、その後減少局面となり、令和 23 年（2041 年）には 365,065 人となる推計となっています。

このうち、年少人口（0 歳～14 歳）については、令和 5 年（2023 年 5 月 1 日現在）は、36,815 人ですが、令和 13 年（2031 年）には 41,004 人となりピークを迎え、その後減少に転じ、令和 23 年（2041 年）には 39,392 人となる推計となっています。

年少人口を 3 つの区分（乳幼児（0 歳～5 歳）・小学生（6 歳～11 歳）・中学生（12 歳～14 歳））に分けると、乳幼児は令和 13 年（2031 年）に、小学生及び中学生は令和 18 年（2036 年）にそれぞれピークを迎え、その後減少に転じる推計となっています。

また、東京都教育委員会が実施する教育人口等推計（5 年推計）では、令和 10 年度（2028 年度）は、令和 5 年度（2023 年度）と比較し、小学校児童数は、443 人減の 13,538 人、中学校生徒数は 797 人増の 5,550 人となる推計となっていますが、小学校児童数については、令和 7 年度（2025 年度）がピークと見込まれています。

今後も、人口の推移に適切に対応し、学校をはじめとする施設整備を行うとともに、将来人口を見通した施策展開を図る必要があります。



「北区人口推計調査報告書」(令和3年(2021年)10月)をもとに作成

北区小中学校の児童・生徒数(人)

| 小中学校 | 年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 北区立小学校児童数 | | 13,981 | 14,386 | 14,506 | 14,411 | 14,089 | 13,538 |
| 北区立中学校生徒数 | | 4,753 | 4,803 | 4,942 | 5,120 | 5,343 | 5,550 |

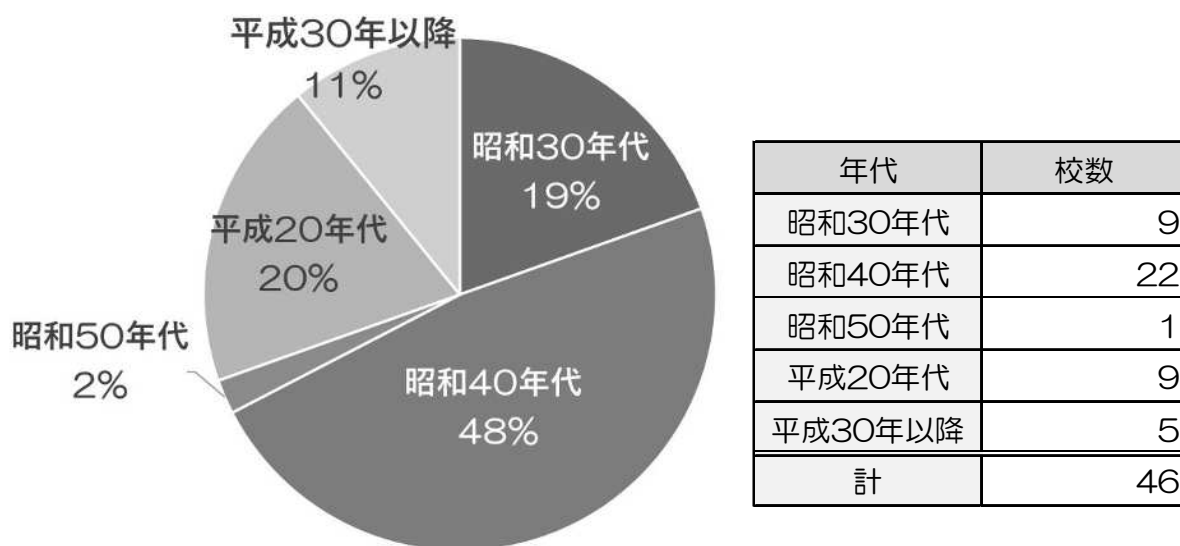
「教育人口等推計報告書」令和5年度(2023年度)

2) 施設の老朽化

学校施設の多くは、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばに集中的に整備され、施設の老朽化が進行していることから、「北区立小・中学校長寿命化計画」（令和 2 年（2020 年）3 月）及び、「北区立小・中学校整備方針」（令和元年（2019 年）6 月）に基づき、計画的に、学校改築及びリノベーション（長寿命化改修）^{※18}を推進し、改築更新時期の平準化に努めながら、社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図っています。

区立小・中学校の校舎については、全 46 校中、改築を終了した学校が 15 校（リノベーションモデル事業含む）、改築事業中が都の北学園となる神谷中サブファミリーの 3 校を含む 5 校、リノベーション（長寿命化改修）^{※18}事業中の学校が 3 校となっています。（令和 5 年（2023 年）5 月時点）

区立小・中学校の学校施設における整備時期について



※令和 5 年（2023 年）5 月時点

※円グラフの数値については、合計が 100%となるよう端数調整しております。

3) 全国学力・学習状況調査※²⁸ 結果

小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした「全国学力・学習状況調査※²⁸」(令和 5 年度(2023 年度)実施)の調査結果(平均正答率)では、小学校 6 年生は、国語、算数で全国平均、東京都平均を上回るか、同等となっています。

中学校 3 年生は、国語、数学、英語で全国平均を上回っています。東京都平均と比べると英語は上回っていますが、国語、数学は下回っています。

また、調査では、資料や文章を基に問題を解決する力や日常生活の場面で考察する力が求められており、児童・生徒に必要な資質・能力とされています。今後は、全国学力・学習状況の調査結果の分析を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学び※²⁶の実現に向けた授業改善につなげ、児童・生徒の資質・能力の育成を図る必要があります。

全国学力・学習状況調査※²⁸の結果(平均正答率)

| 小学校調査(6年生) | | 北区 | 東京都 | 全国 |
|------------|-------|----|-----|------|
| 国語 | 令和4年度 | 70 | 69 | 65.6 |
| | 令和5年度 | 71 | 69 | 67.2 |
| 算数 | 令和4年度 | 68 | 67 | 63.2 |
| | 令和5年度 | 67 | 67 | 62.5 |

| 中学校調査(3年生) | | 北区 | 東京都 | 全国 |
|------------|-------|----|-----|------|
| 国語 | 令和4年度 | 70 | 70 | 69 |
| | 令和5年度 | 71 | 72 | 69.8 |
| 数学 | 令和4年度 | 55 | 54 | 51.4 |
| | 令和5年度 | 52 | 54 | 51 |
| 英語 | 令和元年度 | 58 | 59 | 56 |
| | 令和5年度 | 53 | 52 | 45.6 |

※英語については、前回の調査が令和元年度(2019年度)実施のため、令和元年度(2019年度)の平均正答率を掲載

■：全国の正答率に対して、+3ポイント以上

□：全国の正答率に対して、-3以上+3ポイント未満

4) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための全国一斉臨時休業等により、学校の教育活動は制限され、特に体育をはじめとした運動や、日常生活における遊びが十分にできませんでした。令和3年度（2021年度）以降は、感染対策をしながら活動を工夫し、体育科、保健体育科をはじめ、運動会等学校行事の実施、休み時間等を活用した体づくりを進めてきました。

令和3年度（2021年度）以降の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、区立小・中学校ともに、多くの種目で東京都の数値を上回っています。

子どもの体力・運動能力等の低下は全国的な傾向であると捉えられていることから、取組の充実が求められます。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

| 小学校第5学年 男子 | | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|--|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 種目 | 体力要素 | | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 |
| 1 握力 (Kg) | 筋力 | | 16.83 | 16.92 | 16.59 | 16.47 | 16.57 | 16.37 | 16.41 | 16.24 |
| 2 上体起こし (回) | 筋持久力 | | 18.55 | 19.62 | 19.27 | 19.13 | 19.37 | 19.18 | 19.27 | 19.23 |
| 3 長座体前屈 (cm) | 柔軟性 | | 33.27 | 34.74 | 34.02 | 34.35 | 33.40 | 34.51 | 33.87 | 34.52 |
| 4 反復横跳び (点) | 敏捷性 | | 42.70 | 42.11 | 42.49 | 40.45 | 41.96 | 40.48 | 42.93 | 40.49 |
| 5 20mシャトルラン (回) | 全身持久力 | | 44.66 | 45.79 | 47.55 | 46.10 | 46.85 | 45.86 | 48.03 | 45.98 |
| 6 50m走 (秒) | スピード | | 9.17 | 9.25 | 9.20 | 9.34 | 9.25 | 9.41 | 9.24 | 9.40 |
| 7 立ち幅跳び (cm) | 瞬発力 | | 152.36 | 154.66 | 153.2 | 151.53 | 150.83 | 150.40 | 152.45 | 150.41 |
| 8 ボール投げ (m) | 投能力 | | 20.73 | 20.93 | 20.75 | 20.18 | 20.70 | 19.89 | 20.96 | 19.94 |

| 小学校第5学年 女子 | | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|--|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 種目 | 体力要素 | | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 |
| 1 握力 (Kg) | 筋力 | | 16.78 | 16.75 | 16.32 | 16.22 | 16.41 | 16.16 | 15.94 | 16.02 |
| 2 上体起こし (回) | 筋持久力 | | 18.64 | 18.97 | 18.70 | 18.30 | 18.78 | 18.31 | 18.40 | 18.35 |
| 3 長座体前屈 (cm) | 柔軟性 | | 38.99 | 39.44 | 38.76 | 39.25 | 38.46 | 39.17 | 38.76 | 39.26 |
| 4 反復横跳び (点) | 敏捷性 | | 41.44 | 40.55 | 40.78 | 38.65 | 40.82 | 38.68 | 40.90 | 38.58 |
| 5 20mシャトルラン (回) | 全身持久力 | | 35.32 | 36.22 | 37.97 | 36.34 | 36.92 | 35.64 | 36.14 | 34.89 |
| 6 50m走 (秒) | スピード | | 9.39 | 9.49 | 9.36 | 9.54 | 9.43 | 9.59 | 9.50 | 9.63 |
| 7 立ち幅跳び (cm) | 瞬発力 | | 146.44 | 148.60 | 147.17 | 145.03 | 145.7 | 144.19 | 144.84 | 143.76 |
| 8 ボール投げ (m) | 投能力 | | 13.04 | 13.03 | 12.87 | 12.69 | 12.77 | 12.51 | 12.70 | 12.51 |

| 中学校第2学年 男子 | | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 種目 | 体力要素 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 |
| 1 | 握力 (Kg) | 筋力 | 29.72 | 29.17 | 29.51 | 28.62 | 29.56 | 28.88 | 29.08 | 28.95 |
| 2 | 上体起こし (回) | 筋持久力 | 26.54 | 26.01 | 25.98 | 25.62 | 26.35 | 25.58 | 26.13 | 25.76 |
| 3 | 長座体前屈 (cm) | 柔軟性 | 41.12 | 43.23 | 40.83 | 42.33 | 43.26 | 42.65 | 42.64 | 43.17 |
| 4 | 反復横跳び (点) | 敏捷性 | 51.88 | 51.80 | 51.24 | 50.70 | 52.42 | 50.75 | 51.35 | 51.08 |
| 5 | 20mシャトルラン (回) | 全身持久力 | 74.65 | 74.64 | 75.74 | 75.64 | 78.87 | 76.27 | 78.31 | 76.87 |
| 6 | 50m走 (秒) | スピード | 7.84 | 7.96 | 7.91 | 8.06 | 7.98 | 8.06 | 8.08 | 8.04 |
| 7 | 立ち幅跳び (cm) | 瞬発力 | 195.64 | 198.51 | 195.46 | 194.91 | 195.80 | 195.60 | 197.97 | 196.57 |
| 8 | ボール投げ (m) | 投能力 | 20.55 | 20.51 | 19.84 | 20.10 | 20.39 | 20.13 | 19.81 | 20.37 |

| 中学校第2学年 女子 | | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 種目 | 体力要素 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 | 北区 | 東京都 |
| 1 | 握力 (Kg) | 筋力 | 23.60 | 23.40 | 24.04 | 23.11 | 23.71 | 22.89 | 23.13 | 22.90 |
| 2 | 上体起こし (回) | 筋持久力 | 23.20 | 22.77 | 23.13 | 22.24 | 22.66 | 21.85 | 22.59 | 21.84 |
| 3 | 長座体前屈 (cm) | 柔軟性 | 44.79 | 46.07 | 45.33 | 45.36 | 45.07 | 45.12 | 45.15 | 45.46 |
| 4 | 反復横跳び (点) | 敏捷性 | 46.95 | 47.00 | 46.81 | 46.01 | 46.13 | 45.55 | 45.07 | 45.54 |
| 5 | 20mシャトルラン (回) | 全身持久力 | 53.28 | 50.29 | 52.05 | 51.67 | 52.13 | 50.41 | 50.80 | 50.31 |
| 6 | 50m走 (秒) | スピード | 8.78 | 8.91 | 8.66 | 8.89 | 8.88 | 8.93 | 9.01 | 8.95 |
| 7 | 立ち幅跳び (cm) | 瞬発力 | 163.59 | 168.81 | 168.93 | 166.74 | 164.90 | 166.28 | 164.27 | 165.75 |
| 8 | ボール投げ (m) | 投能力 | 12.29 | 12.49 | 12.21 | 12.38 | 11.86 | 12.19 | 12.19 | 12.17 |

5) いじめの状況

区立小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までは、小学校、中学校ともに増加しており、特に小学校が大幅に増えています。これは、文部科学省において「受け手が心身の苦痛を感じる場合はいじめとして認知する」よういじめの定義を変更したこと等に起因するものといえます。

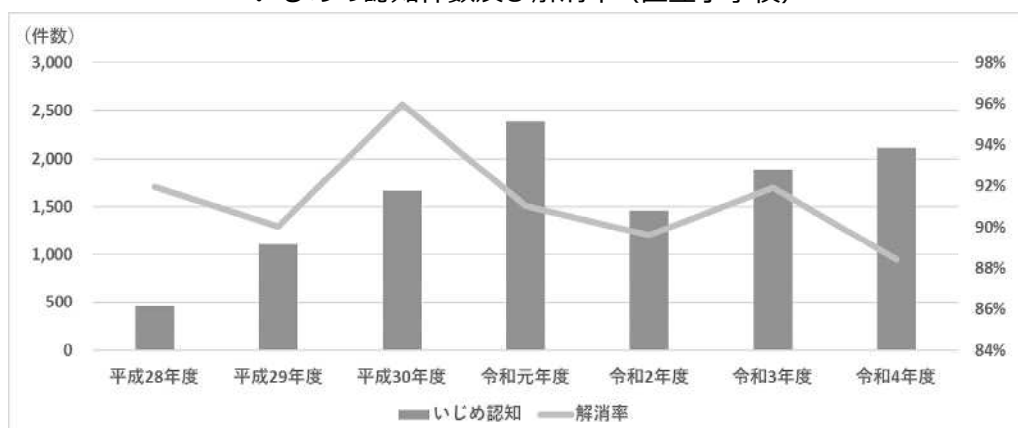
令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための全国一斉休業の影響等により、いじめの認知件数は、大きく減少しましたが、令和3年度（2021年度）以降は増加に転じています。

いじめの解消率については、ここ数年は概ね9割程度を維持していますが、これは、学校においてけんかなどの初期段階のものを含めて、正確に認知をするとともに、いじめの解消に向けて取り組んでいる結果といえます。

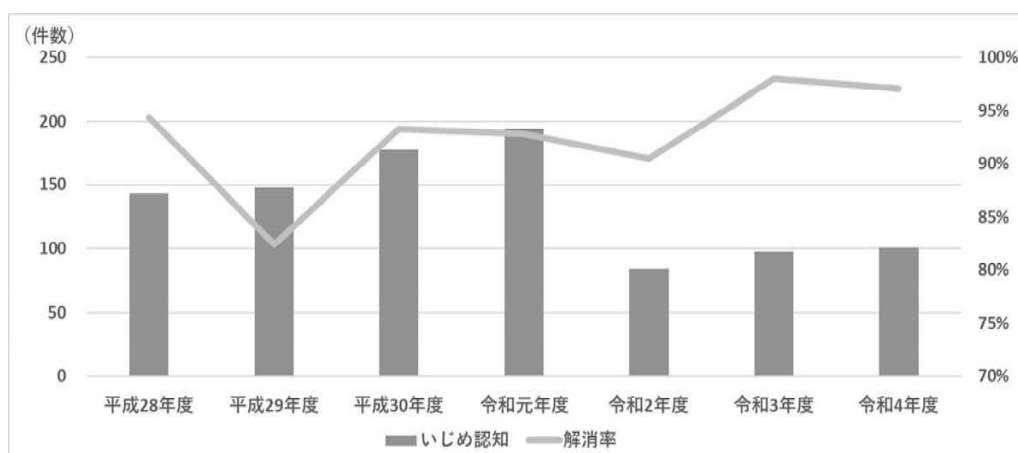
また、近年は、いじめ防止対策推進法第28条に規定する「いじめ重大事態」としての認定件数や対応も増えています。

今後も、いじめの発生を減らすことはもとより、発生したいじめを確実に解消するための取組の充実が求められています。

いじめの認知件数及び解消率（区立小学校）



いじめの認知件数及び解消率（区立中学校）



6) 不登校児童・生徒数

区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成30年度（2018年度）に比べて令和4年度（2022年度）は、小・中学校ともに増加しており、小学校は2.9倍の262人、中学校は1.7倍の305人となり、いずれも過去最高となっています。

【学年別の不登校児童・生徒数の推移（人）】

区立小学校

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1年 | 3 | 7 | 4 | 14 | 22 |
| 2年 | 10 | 10 | 11 | 12 | 34 |
| 3年 | 12 | 19 | 18 | 26 | 31 |
| 4年 | 15 | 14 | 33 | 30 | 46 |
| 5年 | 20 | 27 | 16 | 46 | 50 |
| 6年 | 30 | 30 | 45 | 47 | 79 |
| 合計 | 90 | 107 | 127 | 175 | 262 |

区立中学校

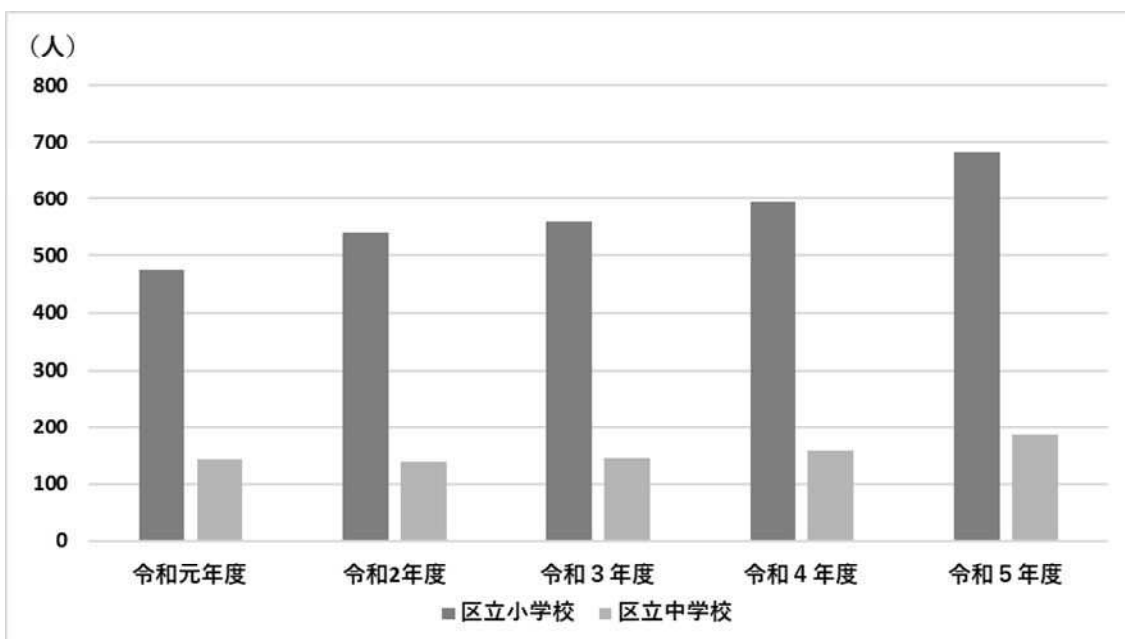
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1年 | 46 | 68 | 64 | 72 | 100 |
| 2年 | 76 | 76 | 83 | 92 | 104 |
| 3年 | 61 | 84 | 78 | 104 | 101 |
| 合計 | 183 | 228 | 225 | 268 | 305 |

7) 外国人児童・生徒数

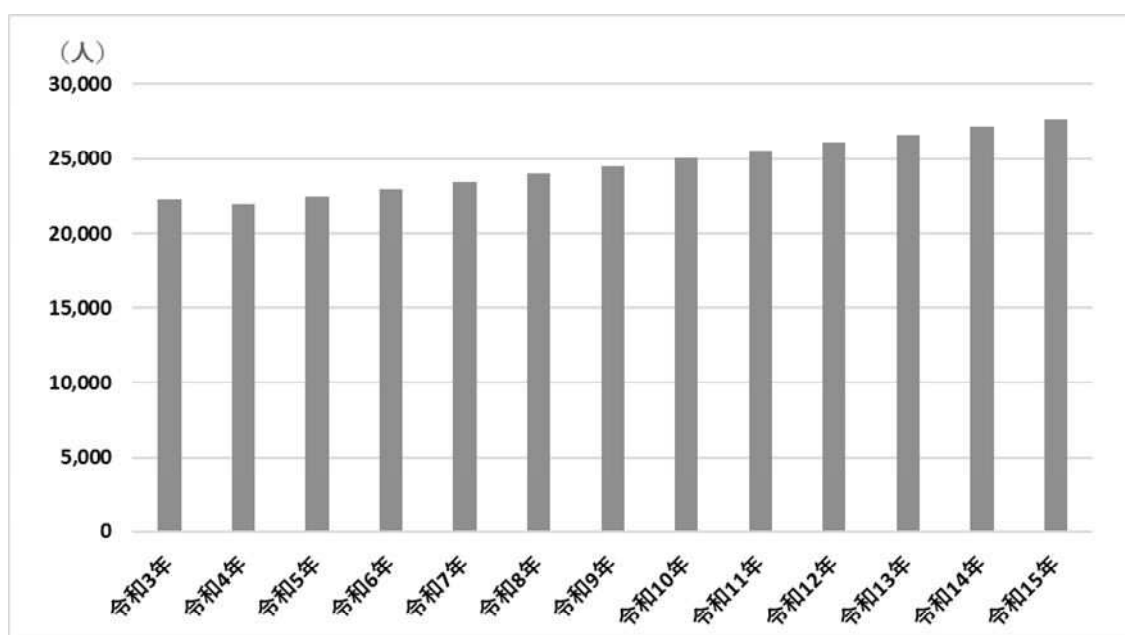
区立小・中学校に通っている外国人児童・生徒数は、令和元年度（2019年度）は620人でしたが、令和5年度（2023年度）には869人となり、4年間で249人の増となっています。

北区人口推計調査(令和3年（2021年）10月)によれば、今後も、外国人の定住化などにより、外国人児童・生徒数の増加が見込まれています。

区立小・中学校の外国籍児童・生徒数（各年5月1日現在）



外国人人口の推計 「北区人口推計調査報告書」(令和3年（2021年）10月)をもとに作成



8) GIGA スクール構想^{※15}

令和元年(2019年)12月、国は、Society5.0^{※24}時代に生きる子供たちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であるとして GIGA スクール構想^{※15}を打ち出し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、強かに推進しました。

また、国の中央教育審議会では、令和3年(2021年)1月の『令和の日本型学校教育^{※29}』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)の中で、「令和の日本型学校教育^{※29}」の構築に向けた ICT の活用に関する基本的な考え方について、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものである」としています。

北区では、令和3年(2021年)4月から区立小・中学校の児童生徒に、1人1台端末「きたコン」を配付し、全区立小・中学校の高速大容量通信ネットワークの整備を実現しました。

そして、教科等の授業や家庭学習など様々な場面において、1人1台端末「きたコン」を通じたオンライン環境や充実した学習支援ソフトを活用し、学習への興味・関心を高めながら、児童・生徒の基礎・基本の確実な定着を図っています。

さらに、教員の ICT を活用した指導力の向上を図るため、学校への ICT 支援員の派遣、教育情報化推進員による巡回訪問や研修の実施を行うほか、令和4年度(2022年度)には、ICT 活用のポイントをまとめた1人1台端末「きたコン」活用ガイドブックを作成しました。

また、各サブファミリーから選出された北区 GIGA スクールエバンジェリスト (ICT を効果的に活用して児童・生徒の学びをより充実させようという意欲のある教員)により、効果的な授業方法の調査・研究、公開授業の実施や活用事例集の作成等を行い、ICT を活用した教員の指導力のレベルアップを図っています。

1人1台端末「きたコン」の活用促進とあわせて、情報モラル教育^{※30}を含む情報活用能力の向上が重要であることから、「SNS 北区ルール」を配布しているほか、6月を「情報モラル月間」として定め、各校で1人1台端末「きたコン」の適正な使用等につながる情報モラルに関する授業を実施しています。

2 北区が目指す教育の方向性

「北区基本構想」の理念に基づき、「北区教育委員会の教育目標」で定めた人間の育成に向けて、「北区教育・子ども大綱^{※1}」に掲げる教育分野の基本方針「まなび・ささえ・つなぐ」の実現を目指した教育施策の推進を図ります。

また、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて制定する「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とすることを施策展開の基本的な視点とします。

そして、めまぐるしく変化する社会情勢のなか、スピード感をもって施策を具現化することで、将来の予測が困難な時代において、子どもたちの自ら未来を切り拓く力を育み、主体的に社会に貢献できる人材の育成に取り組むとともに、学校、家庭、地域の連携・協働により、子どもたちの健やかな育ちを支えていきます。

(1) 北区基本構想

「北区基本構想」(令和5年(2023年)10月 北区議会議決)では、めざすべき将来像として、「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」を掲げています。将来像を実現するための基本目標(教育分野)は、以下のとおりです。

基本目標2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち

世代を超えて、認めあい、支えあうことで、ともに成長し、一人ひとりが自分らしく輝き、いきいきと健やかに暮せるまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組を進めていきます。

(略)

新しい時代の学びに対応した良好な教育環境を整えるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育みます。

また、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えます。

(略)

(2) 北区教育委員会の教育目標

教育基本法の第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」とし、第2条以降で、目的を実現するための基本的な考え方を定めています。

北区教育委員会では、教育基本法の考え方を踏まえ、人間尊重の精神を基調とした以下の教育目標に掲げた人間の育成を目指しています。

北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年(2010年)1月28日 決定)

(3) 北区教育・子ども大綱^{※1}

北区総合教育会議^{※31}における区長と教育委員会との協議・調整を経て、令和元年（2019年）11月に、北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針として、区長が「北区教育・子ども大綱^{※1}」を策定しました。本大綱における教育分野に関わる記載は次のとおりです。

北区教育・子ども大綱^{※1}

【理念】

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

【教育分野】

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。

基本方針

『まなび』 個の成長

「自ら学び・考え・行動する力の育成」

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。

『ささえ』 協働と貢献

「地域を支え社会に貢献する人づくり」

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し、関わり合いながら地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。

『つなぐ』 継承と循環

「世代を超えてつながる学びの創造」

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。

第4章 「北区教育ビジョン2024」の施策展開

1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2024』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指す教育の方向性」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、13の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理しました。

2 北区教育ビジョン2024の体系について

施策展開について、「Ⅰ 子どもの可能性を最大限に引き出す学びの基盤づくり」、「Ⅱ 豊かで質の高い教育環境づくり」、「Ⅲ 多様な主体との連携・協働による学びの絆づくり」の3つの柱のもと、13の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理しました。

参考：「重点事業」の記載について

重点的に取り組む事業名を記載しています。(例示)

重点事業の取組内容を記載しています。

計画期間で実施する事業の年度別計画を記載しています。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 画 | 検証 | 実践・検証 | 検証・編成 | 活用 | → |

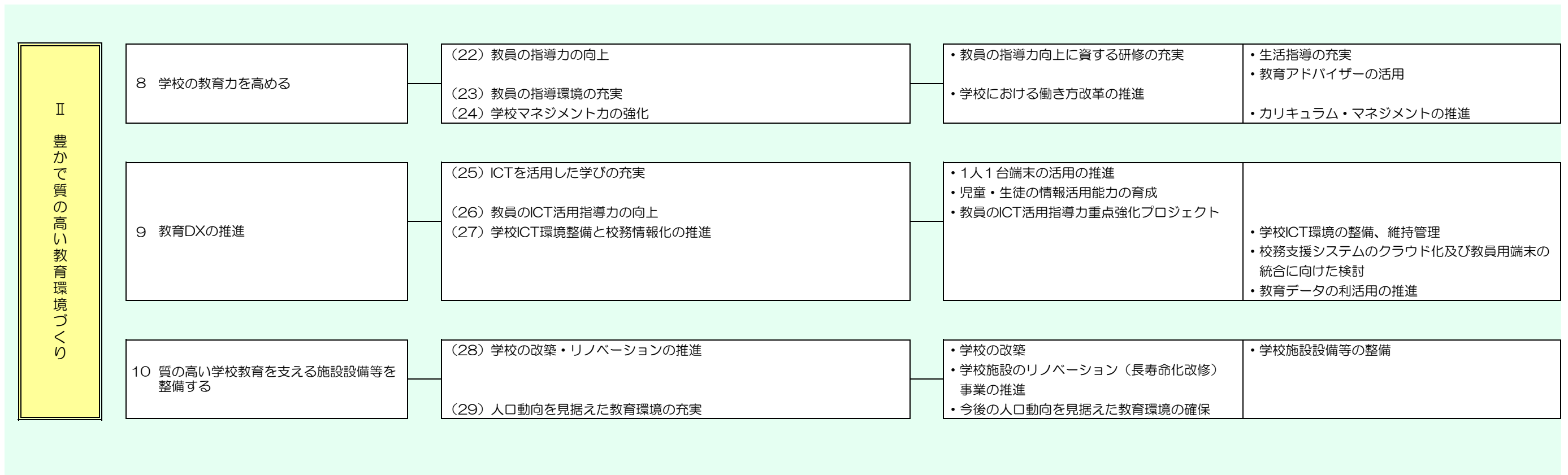
【教育指導課】

(空 白)

3 北区教育ビジョン2024 体系図

| 3つの柱 | 取組の方向 | 主な施策 | 事業群（重点事業） | 事業群（推進事業） |
|----------------------------|-----------------------------|---|---|---|
| I 子どもの可能性を最大限に引き出す学びの基盤づくり | 1 幼児期からの育ち・学びを支える | (1) 就学前教育・保育の充実 (2) 学校ファミリーを基盤とした教育活動と小中一貫教育の推進 | ・小中一貫教育の推進 | ・きらきら0年生応援プロジェクトの推進・充実 ・区立認定こども園の設置・運営 ・サブファミリーによる特色ある教育の推進 |
| | 2 確かな学力を育成する | (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (4) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 | ・確かな学力育成プロジェクト ・小学校（高学年）への教科担任制の効果的な導入、推進 | ・言語活動の充実 ・魅力ある学校図書館づくり事業 ・学校図書館支援 |
| | 3 豊かな心を育む | (7) 豊かな人間性の育成 (8) いじめを見過ごさない取組の徹底と強化 (9) 体験活動・交流活動の充実 | ・自己肯定感を育む取組の推進 ・アンガーマネジメント教育の推進 ・心と体を守るための性教育の実施 ・いじめを見過ごさない取組の徹底 ・中学校部活動の地域連携の推進 | ・人権教育の推進 ・道徳教育の充実 ・北区サポートチーム ・体験活動充実に向けた宿泊事業の実施 ・社会体験活動の推進 ・連合文化行事活動の推進 |
| | 4 健やかな体を育てる | (10) 体力の向上・健康の増進 (11) 学校保健、学校給食・食育の充実 | ・学校保健、学校給食・食育の充実 | ・北区×ヴェルディ体力向上プロジェクト ・東洋大学との連携による体力向上事業 ・体育・健康に関する指導の充実 ・体育行事活動の推進 ・がん教育等健康教育の実施 |
| | 5 誰一人取り残さず、共に学び、成長する力を育てる | (12) 不登校児童・生徒への支援充実 (13) インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進 (14) 一人一人に応じた多様な学びの環境整備と支援 (15) 教育相談体制の充実 | ・総合的な不登校児童・生徒対応の推進 ・小・中学校特別支援学級の設置 ・特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣 ・区独自の給付型奨学金制度の創設 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ・1人1台端末を活用した子どものSOSの早期発見体制の強化 ・子ども・教育に関する複合施設の整備 | ・特別支援学級における専門的な指導の充実 ・特別支援教育に係る理解啓発の推進 ・日本語学級の設置・運営 ・医療的ケア児への支援の充実 |
| | 6 グローバル社会で活躍できる人材を育てる | (16) 英語コミュニケーション能力の育成 (17) 国際理解教育の推進 | ・英語が使える北区人事業 ・英語スピーチコンテスト実施と体験型英語学習の充実 ・北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 | ・検定料補助事業 ・イングリッシュキャンプ ・国際理解教育の推進 ・中学校生徒海外交流事業 ・東京国際フランス学園との交流推進 |
| | 7 主体的に社会の形成に参画するための多様な力を伸ばす | (18) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進 (19) 科学的に探究する力の育成 (20) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 (21) 大学、企業、NPO等との連携による取組の推進 | ・SDGsの達成に向けた教育の充実 ・理科大好きプロジェクト ・キャリア教育とアントレプレナーシップ教育の推進 | ・環境教育の推進 ・防災・安全教育の推進 ・新聞大好きプロジェクト ・探究・STEAM教育の推進 ・海洋教育の推進 |

(空 白)



(空 白)

取組の方向 1 幼児期からの育ち・学びを支える

【主な施策】

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 学校ファミリーを基盤とした教育活動と小中一貫教育の推進

(現状と課題)

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校と共有することで、就学前教育と小学校教育との接続を推進することとされました。
- 令和5年(2023年)2月の中央教育審議会「初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」の審議まとめでは、5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小が意識的に「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要であるとしています。
- 親の働き方の多様化に伴い、ニーズも多様化しており、従来の保育園や幼稚園の枠組みを超え、就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する施設が求められています。
- 小学校学習指導要領及び、中学校学習指導要領では、小学校教育・中学校教育との接続について明文化されました。教科等の横断的なつながりや、幼小、小中、中高といった学校段階間のつながりを重視した取組の充実が求められており、小中一貫教育の推進がますます重要となっています。

(施策の方向性)

- 幼児教育から小学校教育への架け橋期の教育の充実を意識した幼稚園・認定こども園・保育園と小学校の交流、連携を推進することで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。あわせて、就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。
- 北区学校ファミリー構想^{※3}のもと、令和6年(2024年)4月開校の北区初の義務教育学校^{※32}である都の北学園の取組の成果を、他のサブファミリーへ普及・拡大することで、9年間の一貫した小中一貫教育を推進します。
- あわせて、保護者・地域も含め、区立小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を推進し、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開します。

(主な取組)

重点事業 小中一貫教育の推進

北区の教育が抱える諸課題の解決に資することを目指し設置する北区初の義務教育学校^{※32}（施設一体型の小中一貫校）「都の北学園」の開校にあたり作成した「学校運営カリキュラム」を検証・再編成し活用を図ることで、北区全体の小中一貫教育の更なる向上を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 検証 | 実践・検証 | 検証・編成 | 活用 | → |

【教育指導課】

《推進事業》

□ きらきら 0 年生応援プロジェクトの推進・充実【教育政策課】

幼児期から小学校教育への架け橋期の教育の充実を図るために、「保幼小交流プログラム^{※33}」及び「保幼小接続期カリキュラム^{※34}」の幼児教育施設での活用を推進します。あわせて、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・認定こども園・保育園の園児と小学生との交流事業を実施します。

また、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。

□ 区立認定こども園の設置・運営【学校支援課】

就学前教育・保育を実施する認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担います。

□ サブファミリーによる特色ある教育の推進【教育政策課】

区内 12 の中学校区内にある区立小・中学校、幼稚園・認定こども園、それぞれを一つのサブファミリーとし、区立小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めた、サブファミリーを基盤とする一体的で、育ちや学びの連続性を踏まえた教育活動を展開します。

《関連事業》

- ・キャリア教育とアントレプレナーシップ教育の推進（p.61）
- ・家庭教育力向上プログラムの推進（p.77）
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（p.77）

取組の方向 2 確かな学力を育成する

【主な施策】

- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (4) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成

(現状と課題)

- 小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした「全国学力・学習状況調査^{※28}」(令和 5 年度(2023 年度)実施)の調査結果(平均正答率)では、小学校 6 年生は、国語、算数で全国平均、東京都平均を上回るか、同等となっています。中学校 3 年生は、国語、数学、英語で全国平均を上回っています。東京都平均と比べると英語は上回っていますが、国語、数学は下回っています。
- 学習指導要領では、子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。そして、子どもたちの「生きる力」を育むために、各教科等の指導を通して子どもたちに育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱とし、これらの資質・能力を育むためには、「どのように学ぶか」という学びの質を重視した「主体的・対話的で深い学び^{※26}」の視点に立った授業改善を図っていくことが求められています。
- また、言語能力について、将来物事を正しく判断し、行動する力につながる学習活動を支える重要な役割を果たし、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものとしており、発達の段階に応じた読解力の育成などの確実な言語能力の育成が求められています。
- その他、学習指導要領では、学校図書館について、計画的な利用や機能活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学び^{※26}の実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実が求められています。
- 小学校高学年における教科担任制については、令和 3 年(2021 年)1 月の国の中央教育審議会答申(「令和の日本型学校教育^{※29}」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和 3 年(2021 年)1 月 26 日))において、本格的導入の方向性が示され、国では教員確保などを段階的に推進しています。
- 教科担任制の導入は、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や学校の働き方改革の推進などの効果が期待されています。北区では、令和 6 年度(2024

年度) 開校の都の北学園に初めて導入します。

(施策の方向性)

- 児童・生徒の「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学び^{※26}の視点からの授業改善等を通じて、知識・技能の習得に加え、多様な他者と協働しながら課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力や、主体的に学びに向かう力・人間性等のこれからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育成します。

(主な取組)

重点事業 確かな学力育成プロジェクト

北区独自の「北区基礎・基本の定着度調査^{※4}」を実施し、調査結果から児童・生徒の学力や教員の指導方法等に関する課題分析を行い、各学校で「授業改善推進プラン」、「つまずきゼロプラン」を作成、実行し、課題解決に取り組みます。

また、学力パワーアップ講師や学級経営支援員の配置のほか、教育アドバイザー^{※5}を派遣し巡回指導を行うことで、教員の授業力向上や主体的・対話的で深い学び^{※26}に向けた授業改善を図ります。さらに、放課後の補習教室である学力フォローアップ教室による児童・生徒の学力のつまずき防止を行うことで、資質・能力の育成を図ります。

・「**北区基礎・基本の定着度調査^{※4}**」の実施

区立小学校 2～6 年生、区立中学校 1～3 年生を対象に、北区独自の学力調査を実施し、学習指導要領に示されている教科の目標や内容の達成状況を把握するとともに、各校における指導方法の改善・充実に生かし、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図ります。

・**学力パワーアップ事業**

基礎・基本の学力定着と向上を図るため、区立小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ講師」を配置し、児童・生徒一人一人に行き届くきめ細かな指導を実践します。

・**学力フォローアップ教室事業**

区立小学校 3～6 年生を対象に、放課後補習を実施し、小学校で習得すべき学力を小学生のうちに身に付けることで、中学校教育への円滑な接続を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 推 進 | → | | | |

【教育指導課】

重点事業**小学校（高学年）への教科担任制の効果的な導入、推進**

区立小学校の高学年において専科講師を一部教科に配置する「教科担任制」を導入、推進し、授業の質と学習内容の理解度・定着度の向上を図ります。

また、専科講師の配置による教員の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教員の負担軽減を図るとともに、小学校における学級担任制のよさを生かしながら学級経営力の向上に努めます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|---------------|
| 計 画 | 2校実施・ 検証 | → | 推 進 | → | 区立小学校 全校実施 |

【教育指導課】

《推進事業》

□ **言語活動の充実【教育指導課】**

基礎的・基本的な知識及び技能の習得だけでなく、学んだ知識や技能を活用して、物事を正しく判断し、行動する力を養い、必要な思考力・判断力・表現力や問題解決能力を育成するとともに、教育活動全般を通して言語活動の充実を図ります。

□ **魅力ある学校図書館づくり事業【教育指導課 中央図書館】**

児童・生徒が本をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、本の知識が豊富な学校図書館指導員^{※6}の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書館システム^{※35}による蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図ります。

また、児童・生徒の読書力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせ活動や読書講演会を実施します。

□ **学校図書館支援【中央図書館】**

学校図書館システム^{※35}の運営により、学校図書館の貸出、返却、蔵書管理を支援します。また、区立小・中学校全校に配置された学校図書館指導員^{※6}と連携し、学校図書館整備を進め、学校図書館利用と授業支援、読書活動の推進を図るとともに、学校パックなどによる図書の提供等を行います。

《関連事業》

- ・小中一貫教育の推進（p.34）
- ・サブファミリーによる特色ある教育の推進（p.34）
- ・がん教育等健康教育の実施（p.48）

- ・ 英語が使える北区人事業 (p.56)
- ・ 英語スピーチコンテスト実施と体験型英語学習の充実 (p.56)
- ・ 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 (p.57)
- ・ 国際理解教育の推進 (p.58)
- ・ SDGs の達成に向けた教育の充実 (p.60)
- ・ 理科大好きプロジェクト (p.60)
- ・ キャリア教育とアントレプレナーシップ教育の推進 (p.61)
- ・ 環境教育の推進 (p.61)
- ・ 防災・安全教育の推進 (p.61)
- ・ 新聞大好きプロジェクト (p.62)
- ・ 探究・STEAM 教育の推進 (p.62)
- ・ 海洋教育の推進 (p.62)
- ・ 1 人 1 台端末の活用の推進 (p.68)
- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成 (p.69)

取組の方向 3 豊かな心を育む

【主な施策】

- (7) 豊かな人間性の育成
- (8) いじめを見過ごさない取組の徹底と強化
- (9) 体験活動・交流活動の充実

(現状と課題)

- 学校教育では、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育成し、人格形成の根幹を育むことが求められています。
- 北区における暴力行為等の児童・生徒の問題行動の要因として、人間関係がうまく築けず、相互理解の態度等が十分でないことから、自分の感情をコントロールできず衝突してしまう事例が見受けられます。
- 全国的には、いじめを背景とする自殺などの深刻な事案の発生や、いわゆる「ネットいじめ」が深刻な問題となっており、引き続き、東京都北区いじめ防止基本方針^{※8}に基づく、学校いじめ対策組織を中心とした体制整備や保護者との密な連携を図りながら、早期発見、早期の組織的対応、関係機関等との連携を推進していく必要があります。
- 情報化社会の進展等により、性に関する情報が氾濫し、性犯罪に巻き込まれる懸念が高まっており、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、現代的な課題に対応した性教育の重要性が高まっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより減少した、児童・生徒の体験・交流活動について、自然体験活動や集団宿泊体験活動などの様々な体験・交流活動の充実が求められています。
- 中学校の部活動について、国は、令和4年(2022年)12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保を実現するため、休日部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現と目指す方針を掲げています。また、令和5年(2023年)3月には、東京都も同様に、ガイドラインと推進計画を策定しました。

(施策の方向性)

- 自己肯定感、思いやりの心、生命尊重の心、他者との信頼関係を築く力をはじめ

め、必要なスキルなどを育み、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。

- 全ての人々が「いじめは絶対に許さない」という決意のもと、北区・学校・保護者・区民及び関係機関が連携し、一体となって問題克服に取り組めるよう、児童・生徒の支援体制の充実を図ります。
- 区立小・中学校における自然・社会体験活動や集団宿泊体験活動の実施や、多様なニーズに対応した持続可能な部活動環境の確保に向けた取組などを通じて、様々な体験・交流活動の充実を図り、調和のとれた心身や社会性などの人格形成の基礎の育成を図ります。

(主な取組)

重点事業 自己肯定感を育む取組の推進

教員が区立小・中学校における指導において「できた」・「分かった」という実感をもたせ、積極的に一人一人の良さを認め、ほめるよう努めることで、児童・生徒が自分自身に価値があり、かけがえのない存在であることを実感できるよう引き続き取組を推進します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | → | | | |

【教育指導課】

重点事業 アンガーマネジメント教育の推進

児童・生徒の感情のコントロール・スキルを高めるため、区立小・中学校の特定学年の児童・生徒の指導に、アンガーマネジメント教育プログラムを取り入れることで、児童・生徒が怒りの感情等の調整の仕方を学び、自らの力で感情をコントロールし、自他を尊重しながら、より良い人間関係を構築する力の育成を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | モデル実施 | → | 全校実施 | 推進 | → |

【教育指導課 教育総合相談センター】

重点事業**心と体を守るための性教育の実施**

学校における性教育について、学習指導要領の内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえ、中学校における産婦人科医等(外部講師)による授業の実施を推進することで、児童・生徒が生命の尊さや性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、自分や相手、一人一人を尊重する態度や生命を大切に考える考え方などの育成を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|------------------------|--------------------|-------|---------------|-------|--------|
| 計画 (中学校の 外部講師授業) | 実施 (計6校)・ 検証 | → | 区立中学校 全校実施 | 推進 | → |

【教育指導課】

重点事業

いじめを見逃さない取組の徹底

「北区いじめ防止条例^{※7}」及び「北区いじめ防止基本方針^{※8}」に基づき、いじめを見逃さず、未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。

また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会^{※36}」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会^{※37}」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | | | | |
| (内訳) 各学校の取組 | 推進 | | | | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針策定及び校内研修の実施 ・いじめの確実な認知と対応、 ・いじめアンケートの実施による早期発見・早期対応 ・WEBQU^{※11}（学校生活アンケート）実施による未然防止、早期発見 など </div> | | | | | |
| 教育委員会事 務局の取組 | 推進 | | | | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・北区いじめ防止基本方針^{※8}に基づく取組の徹底 ・北区いじめ問題対策連絡協議会^{※36}の開催 ・北区いじめ問題対策委員会^{※37}の設置 ・いじめ問題対応に関する教員研修（全教員対象）の実施 ・いじめ重大事態への迅速、確実な対応 ・いじめ相談ミニレター^{※38} ・「子ども相談ポスト事業^{※39}」の推進 </div> | | | | | |

【教育指導課 教育総合相談センター】

重点事業

中学校部活動の地域連携の推進

中学校の部活動について、生徒の自主的、自発的な参加による活動を通じた、学習意欲、自己肯定感の向上や、責任感、連帯感を養うことを目指し、生徒の多様なニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動機会の確保を図ります。あわせて、部活動に伴う教員の負担軽減を図り、持続可能な部活動環境を構築するために、学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動の実施を推進します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---|-------|-------------------|----------------|-------------------------------------|----------------|
| 計 画 | 策定・準備 | モデル実施 | 推進 | → | |
| (内訳) 関係団体 等で構成 する協議 会の設置・ 運営 | 設置 | 運営 | → | | |
| 部活動の 地域連携・ 移行に関 する推進 計画の策 定 | 策定 | 推進 | → | | |
| 休日部活 動の地域 連携に向 けた環境 整備(部活 動指導員・ 部活動補 助員の配 置等) | 準備 | モデル実施 (6校各1部活) | 推進 (全校各1部活) | 推進 (6校各1部活) モデル実施 (6校各2部活) | 推進 (全校各2部活) |
| 地域クラ ブ活動の 実施、推 進 | 準備 | モデル実施 (2部活) | 推進 (2部活) | 推進 (2部活) モデル実施 (1部活) | 推進 (3部活) |

【教育政策課 学校支援課 教育指導課 生涯学習・学校地域連携課】

《推進事業》

□ 人権教育の推進【教育指導課】

区立小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童・生徒の発達の段階に応じて人権尊重の意義・内容、重要性に関する指導を進める

ことで、自分の大切さとともに、多様な考えや意見を認め、一人一人を大切に
する教育の推進を図ります。

□ **道徳教育の充実【教育指導課】**

区立小・中学校の「道徳教育推進教師^{※40}」を対象に、校内において道徳教育を
推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施します。また、各校で実施す
る道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ
細かな指導・助言など、教育委員会事務局による専門的サポートを行うことによ
り、内容の充実を図ります。

□ **北区サポートチーム【教育指導課】**

区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要
に応じて警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当
者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。

□ **体験活動充実に向けた宿泊事業の実施【学校支援課】**

区立小・中学校の児童・生徒が、自然の中で様々な体験・交流活動が経験でき
るよう、宿泊事業（移動教室・夏季施設）を実施します。

- ・小学校 4 年生 移動教室
- ・小学校 5 年生 自然体験教室
- ・小学校 6 年生 日光高原学園
- ・中学校 1 年生 岩井臨海学園
- ・中学校 2 年生 イングリッシュキャンプ

□ **社会体験活動の推進【教育指導課】**

職場体験や奉仕活動などを通して、児童・生徒一人一人の社会的・職業的自立
に向けて必要な能力や態度、主体的に社会の形成に参画し、発展に寄与する態度
を養います。

□ **連合文化行事活動の推進【教育指導課】**

地区別連合文化行事を通じて、各種文化行事活動の振興を図ることで、行事に
参加する児童・生徒の文化・芸術活動を充実させるとともに、健全な態度を育成
します。

【小学校】音楽会、展覧会

【中学校】音楽会、学芸会、展覧会

《関連事業》

- ・総合的な不登校児童・生徒対応の推進（p.50）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充（p.52）
- ・1人1台端末を活用した子どものSOSの早期発見体制の強化（p.52）

- ・イングリッシュキャンプ (p.57)
- ・家庭教育力向上プログラムの推進 (p.77)
- ・学校公開講座 (p.79)
- ・青少年委員活動の充実 (p.79)
- ・ジュニア・シニアリーダー研修の実施 (p.79)
- ・青少年地区委員会活動推進事業 (p.79)
- ・生涯にわたる多様な学習機会の提供 (p.81)
- ・飛鳥山博物館の展示・講座の充実 (p.83)
- ・文化財を活用したふるさと学習事業 (p.83)
- ・北区の部屋事業 (p.83)
- ・北区文化振興財団との連携 (p.84)

取組の方向 4 健やかな体を育てる

【主な施策】

- (10) 体力の向上・健康の増進
- (11) 学校保健、学校給食・食育の充実

(現状と課題)

- 健康・体力の保持・増進は、子どもの健やかな発達、成長に欠かせないものであり、生涯を通じて、運動に親しみ、健康の保持増進が図れるよう、体育・健康に関する指導等を通じて発達段階に応じた運動習慣の形成の取組とともに、主体的に心身の健康の保持増進を図る態度を養うことが重要です。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、北区の児童・生徒の体力・運動能力は、多くの種目で東京都の数値を上回っています。一方で、全国的には、児童・生徒の体力・運動能力は、低下傾向にあることから、引き続き、体力向上や運動習慣の形成に向けた取組の充実が求められています。
- 児童・生徒が抱える健康課題は、複雑化・多様化しており、現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、食に関する指導、心の健康に関する指導など、学習指導要領に基づく、学校教育活動全体を通じた取組の充実とともに、学校医等との連携による学校保健の充実が求められています。
- 食育の推進は、子どもたちに、食に関する正しい理解や適切な判断力と、望ましい食習慣を身に付けさせるものであり、とても重要な役割を担っています。食を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、食物アレルギーや偏食など、児童・生徒の食に関する健康上の課題が多様化しており、食に関する指導の充実も重要となっています。
- 学校給食は、栄養バランスの取れた食事の提供によって、児童・生徒の健康保持増進を図るだけでなく、食に関する理解をより深めるために、地場産物や有機野菜等の学校給食の食材としての活用が求められています。
- 令和5年度(2023年度)から、区立小・中学校をはじめ、公私立幼稚園、認定こども園、都立特別支援学校で恒久的な給食費の無償化を実施し、子どもの健康保持増進と保護者の負担軽減を図っています。

(施策の方向性)

- 児童・生徒の体力向上や運動習慣の形成に向けた取組を充実することで、健康で心身ともにたくましく生きる力の育成を図ります。
- 児童・生徒が抱える健康課題に対応した学校保健の取組の充実を図るとともに、安全・安心で質の高い給食を活用した食育の充実を図ることで、児童・生徒及び

保護者の望ましい健康習慣と知識の定着を図ります。

(主な取組)

重点事業 学校保健、学校給食・食育の充実

児童・生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成を目指し、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実に取り組むとともに、多様化する児童・生徒の健康課題に対応するため、学校保健会や学校医等との連携により、健康相談の充実や健診情報の活用、保健組織活動等の推進に取り組み、学校保健の推進を図ります。

また、児童・生徒や保護者が望ましい食習慣と知識を身に付けられるよう、各校の食育推進計画に基づく食育指導の充実を図るとともに、学校給食に地場産物・有機農産物等を活用する取組など、学校給食を活用した食育の取組の充実を図ります。

恒久的な給食費の無償化を実施し、児童・生徒の健康保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |

【学校支援課 教育指導課】

《推進事業》

□ 北区×ヴェルディ体力向上プロジェクト【教育指導課】

北区と「スポーツの推進及び連携に関する協定」を締結している東京ヴェルディ及び日テレ・東京ヴェルディベレーザとの連携による区立幼稚園・認定こども園、小・中学校でのプログラムの実施により、児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を伝えながら、健康・体力の向上や運動習慣の定着を図ります。

□ 東洋大学との連携による体力向上事業【教育指導課】

児童・生徒の健康・体力の向上を図るため、北区と包括協定締結大学である東洋大学と連携した事業を展開します。

□ 体育・健康に関する指導の充実【教育指導課】

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」により、児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析し、経年でその推移を調査することにより、一校一取組などの体力・運

動能力等の向上に係る取組の成果と課題を検証し、その充実を図ります。

□ **体育行事活動の推進【教育指導課】**

体育行事活動を通して、児童・生徒の体力向上とスポーツに関する関心を深めるとともに、スポーツマンシップの育成を図ります。

【小学校】アスレチック・チャレンジ

【中学校】連合体育大会

□ **がん教育等健康教育の実施【教育指導課】**

がんや生活習慣病などへの対応や、薬物乱用防止などの現代的な健康課題に対し、専門家等による授業や講演などを実施するとともに、教員研修を行うなど健康教育の充実を図ります。

《関連事業》

- ・心と体を守るための性教育の実施（p.41）
- ・中学校部活動の地域連携の推進（p.43）

取組の方向 5 誰一人取り残さず、共に学び、成長する力を育てる

【主な施策】

- (12) 不登校児童・生徒への支援充実
- (13) インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進
- (14) 一人一人に応じた多様な学びの環境整備と支援
- (15) 教育相談体制の充実

(現状と課題)

- 区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）との比較では、令和4年度（2022年度）は、小学校は2.9倍、中学校は1.7倍となり、いずれも過去最高となっています。
- 文部科学省では、令和5年（2023年）3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むとしています。
- 北区では、令和5年度（2023年度）に、外部有識者や関係機関を交えた「北区不登校対応検討会」を設置し、年度内に「北区立学校不登校対応基本方針」を取りまとめ、一人一人に応じた適切な支援や不登校対応の更なる取組の充実を図る予定としています。
- 特別支援教育^{※16}の推進について、北区では、令和5年（2023年）3月に、「第四次北区特別支援教育推進計画^{※41}」を策定し、北区の特別支援教育^{※16}の推進体制の更なる整備とともに、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システム^{※42}による特別支援教育^{※16}の一層の充実を図ることとしています。
- 人口推計では、外国人児童・生徒の増加が見込まれていることから、引き続き、外国人児童・生徒等の就学の機会を適切に確保し、学校における円滑な受け入れ体制を整えることが求められています。
- 北区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年（2021年）6月成立、同年9月施行）に基づき、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアを受けられよう、令和4年度（2022年度）から、区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）へ就学する医療的ケア児の在籍校（園）への看護師の配置を実施しています。
- 国では、経済状況が困難な家庭の子どもほど、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学率が低い状況を踏まえ、真に支援が必要な世帯の子どもに対し、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を実施しています。

- 北区の高等教育機関への進学率の現状は、23区平均を上回っていますが、若者の定住化促進など、施策目的を明確にした上で、区独自の給付型奨学金制度を実施することは、有効な取組のひとつです。
- 児童・生徒が抱える様々な課題に適切に対応するためには、悩みや不安などを受け止め、速やかに相談できる教育相談体制の整備が重要です。心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー^{※19}、スクールソーシャルワーカー^{※9}等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制や、支援を要する児童・生徒の早期発見・支援のための取組などの充実が求められています。

(施策の方向性)

- 不登校児童・生徒の一人一人に応じた多様な学びの場の確保や相談支援の充実などの適切な支援に取り組み、不登校対応の更なる充実を図ります。
- インクルーシブ教育システム^{※42}による特別支援教育^{※16}を推進するため、特別支援学級の整備・充実や、特別支援教育^{※16}に関する教職員の専門性の向上、特別支援教育^{※16}に係る理解啓発の充実を図ります。
- 外国人児童・生徒や医療的ケアが必要な児童・生徒などの対応や、高等教育への就学支援など、多様なニーズを有する子どもが安心して学べるよう環境整備や支援の充実を図ります。
- 児童・生徒が抱える様々な課題に、迅速かつ適切に対応できるよう、学校の教育相談体制の強化や、支援を要する児童・生徒の早期発見・支援のための取組の充実を図ります。

(主な取組)

重点事業

総合的な不登校児童・生徒対応の推進

「北区立学校不登校対応基本方針」に基づき、多様な学びの場・居場所の整備、教員の資質・能力の向上、不登校児童・生徒、保護者への直接的な支援、民間施設等との関係の構築に資する取組の推進を図り総合的な不登校児童・生徒への対応の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進・充実 | → | | | |
| (内訳) 校内別室指導 支援員配置 | 推進 | → | 検証・推進 | 推進 | → |

| | | | | | | |
|--|-------|-------|-------|----|--|---|
| 民間フリースクール ^{※14} 等と連携した支援 | 推進 | | | | | → |
| 校外別室指導支援員配置 | 協議・開始 | 推進 | 検証・推進 | 推進 | | → |
| 適応指導教室のあり方研究 | 調査・協議 | 移行・準備 | 開始 | 推進 | | → |
| オンラインを活用した学習支援 | 開始 | 推進 | | | | → |
| 仮想空間を活用した指導・支援 (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) | 準備・開始 | 検証・推進 | 推進 | | | → |

【教育総合相談センター】

重点事業

小・中学校特別支援学級の設置

一人一人の児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえながら、区立小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めるとともに、障害特性を踏まえた内容の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | |
|-----|--|-------|-------|-------|--------|---|
| 計 画 | 自閉症・情緒障害学級 ^{※13} の新設 (都の北学園) | 検証・推進 | | | | → |

【教育総合相談センター】

重点事業

特別支援教育^{※16}に係る巡回指導・専門家チームの派遣

障害特性を踏まえた適切な把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | → | | | |

【教育総合相談センター】

重点事業 区独自の給付型奨学金制度の創設

若者層の定住化と大学等の進学に伴う経済的負担の軽減を目的とした、北区独自の給付型奨学金制度を創設し、意欲ある若者の学びを応援し、定住化の促進を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 検討 | 開始 | 推進 | → | |

【教育政策課】

重点事業 スクールソーシャルワーカー^{※9}の配置拡充

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカー^{※9}の配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図るとともに、スーパーバイザーの配置によりスクールソーシャルワーカー^{※9}の資質向上を図ります。

更に、区独自で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラー^{※19}との連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の一層の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 拡充 | → | | 推進 | → |

【教育総合相談センター】

重点事業 1人1台端末を活用した子どものSOSの早期発見体制の強化

区立小・中学校の児童・生徒に配付している1人1台端末「きたコン」を活用し、「まなびポケット^{※43}」のメッセージ機能を利用し、教育総合相談センターの

心理士等へ相談ができる「子ども相談ポスト事業^{※39}」を実施するとともに、子どもがいつでも相談できる相談体制の構築を目指します。

また、1人1台端末「きたコン」に児童・生徒がその日の気分を入力し、学校現場で教員等が心の変化に気づくことができるシステムの導入を検討し、子どものSOSに早期に気づき、支援する体制を整備していきます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-------------------------------|------------|--------------|--------------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | 推進・準備 | 推進・モデル実施 | 推進・開始 | 推進 |
| (内訳) 子ども相談 ポスト事業 ※39 | 推進 | → | | | |
| (仮称)こどもまんなかSNS相談の導入 | 検討 | モデル事業準備・選定 | モデル事業実施 | 開始 | 推進 |
| 子どもの心の変化を知るシステムの導入 | モデル事業準備・研修 | モデル校による試行・検証 | 全校拡充による試行・検証 | 開始 | 推進 |

【教育総合相談センター 学び未来課】

重点事業 子ども・教育に関する複合施設の整備

児童相談所・一時保護所の整備とともに、教育総合相談センター、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター等を含めた、子どもや教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備することで、相談支援体制の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--|
| 計 画 | 整備 | → | | 開設 | → | |

【児童相談所開設準備担当課 子ども家庭支援センター 教育総合相談センター】

《推進事業》

□ 特別支援学級における専門的な指導の充実【教育総合相談センター】

区立小・中学校での授業公開及び研究授業、研修会等における実践報告や教材研究、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談や継続的な支援等を通して、知的障害や自閉症・情緒障害に関する専門的な指導内容や指導方法の

充実を図ります。

□ **特別支援教育^{※16}に係る理解啓発の推進**【教育総合相談センター】

障害のある子ども一人一人の障害の特性や実態の把握とその教育について正しい理解を深めるため、教員の研修計画の整備や障害理解を促す交流及び共同学習の実施を推進し、教員一人一人に特別支援教育^{※16}の理念や障害理解について啓発していきます。

また、教員のみならず保護者の理解も重要であることから、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※42}による特別支援教育^{※16}の取組についての理解啓発を進めます。

□ **日本語学級の設置・運営**【教育総合相談センター 学校支援課】

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援するとともに、引き続き、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえながら、日本語学習環境の充実を推進します。

□ **医療的ケア児への支援の充実**【教育総合相談センター 学校支援課】

区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園に就学する医療的ケア児について、保護者の付添いがなくても、児童等が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、在籍校（園）に看護師を配置し、環境整備の充実を図ります。

《関連事業》

- ・ 確かな学力育成プロジェクト (p.36)
- ・ アンガーマネジメント教育の推進 (p.40)
- ・ いじめを見過ごさない取組の徹底 (p.42)
- ・ 体験活動充実に向けた宿泊事業の実施 (p.44)
- ・ 1人1台端末の活用の推進 (p.68)
- ・ 子どもなんでも窓口事業 (p.78)
- ・ 学校公開講座 (p.79)
- ・ 青少年委員活動の充実 (p.79)
- ・ ジュニア・シニアリーダー研修の実施 (p.79)
- ・ 青少年地区委員会活動推進事業 (p.79)
- ・ 生涯にわたる多様な学習機会の提供 (p.81)
- ・ 飛鳥山博物館の展示・講座の充実 (p.83)
- ・ 文化財を活用したふるさと学習事業 (p.83)
- ・ 北区の部屋事業 (p.83)
- ・ 北区文化振興財団との連携 (p.84)

取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる人材を育てる

【主な施策】

- (16) 英語コミュニケーション能力の育成
- (17) 国際理解教育の推進

(現状と課題)

- 児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようになるためには、英語力の育成とともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明できる能力等の育成が重要となっています。
- 北区では、区立小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置（小学校 1、2 年生：年 20 時間、小学校 3～6 年生：年 35 時間、中学校 1、2 年生：年 35 時間、中学校 3 年生：年間 25 時間）し、コミュニケーション能力を重視した英語力の育成に取り組んでいます。
- 区立小学校では、外国語の教科化に伴い、外国語教育アドバイザー^{※5}や指導主事等による学校訪問や教員研修等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導し、小学校における英語教育の充実に取り組んでいます。
- 区立中学校では、少人数・習熟度別指導を推進するとともに、生徒一人一人の発話量を確保し、実際に英語を使用する活動を充実するなど、生徒一人一人の英語力の定着と伸長を図るための授業改善に取り組んでいます。
- 「令和 5 年度（2023 年度）全国学力・学習状況調査^{※28}」（中学校 3 年生対象）では、北区の英語の平均正答率（53%）は、全国平均（45.6%）及び東京都平均（52%）を上回っていますが、英語の勉強が好きだという生徒は約半数（54.5%）にとどまっています。
- 児童・生徒の外国語のコミュニケーション能力の更なる向上に向けては、英語を使用する楽しさや必要性を体感したり、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなる取組の工夫や充実が求められています。
- グローバル化が進行する社会では、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の伝統・文化等を理解、尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できるよう、我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解をより深めることが求められています。
- 北区がパートナーシップ協定を締結しているウォルナットクリーク市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）の私立学校セブンヒルズスクールとの中学生の相互交流や、東京国際フランス学園と近隣区立学校等との幼児・児童・生徒が、スポーツや文化交流などを通じ、異なる文化への興味・関心を高めるとともに、国際

交流、国際理解の推進を図っています。

(施策の方向性)

- グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指し、英語に触れ、楽しむ機会の確保や授業改善に取り組むなど、コミュニケーション能力を重視した英語力の育成を図ります。
- 児童・生徒と外国人との交流の機会を積極的に設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力の育成を図ります。

(主な取組)

重点事業 英語が使える北区人事業

区立小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができるよう、外国語教育の推進を図ります。

また、高い専門性を有する外国語教育アドバイザー^{※5}によるチームを編成し、区立小・中学校の巡回を通して指導・助言を行うほか、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を目指します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |

【教育指導課】

重点事業 英語スピーチコンテスト実施と体験型英語学習の充実

児童・生徒が授業で習得した英語技能を積極的に表現できる場として、区立小・中学校においてスピーチコンテストを実施するとともに、各学校代表者によるスピーチコンテストを実施します。

また、体験型施設の活用など児童・生徒が実際に英語を使った体験活動を行うことで、英語を使う楽しさを感じさせるとともに、英語学習の意欲向上を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 検討 | モデル実施 | 推進 | → | |

【教育指導課】

重点事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

令和 2 年度（2020 年度）に区独自で作成した北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学ぶことを通して、地域への誇りと愛着の心を育みます。

また、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏をはじめ、北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和 8 年度（2026 年度）に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 推進 | → | | | |
| (内訳) 副読本の活用 | 推進 | → | | | |
| ドナルド・キーンコレクション(寄贈資料)コーナーの設置 | 推進 | → | | | |

【教育指導課 生涯学習・学校地域連携課 中央図書館】

《推進事業》

□ 検定料補助事業【教育指導課】

児童・生徒の学習意欲の向上とともに、義務教育修了時まで達成が求められる国語・数学・英語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、区立小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。

□ イングリッシュキャンプ【学校支援課】

区立中学校 2 年生の全生徒が、豊かな自然環境の中で、外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、

英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。

□ **国際理解教育の推進【教育指導課】**

国際社会で活躍できる人材を育成するため、自国及び世界の伝統・文化の理解を促進し、世界的な問題や課題を身近なものとし、それらを積極的に解決しようとする能力や態度を育成します。

□ **中学校生徒海外交流事業【教育指導課】**

アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市にあるセブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、表現力、主体性、自律性、協働性など、グローバル社会において自力で歩みを進め、責任をもって進むべき方向を自分で見いだす生きる力を育成します。

□ **東京国際フランス学園との交流推進【教育指導課】**

東京国際フランス学園と区立学校との交流を推進することで、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成します。

《関連事業》

- ・体験活動充実に向けた宿泊事業の実施（p.44）
- ・文化財を活用したふるさと学習事業（p.83）

取組の方向 7 主体的に社会の形成に参画するための多様な力を伸ばす

【主な施策】

- (18) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
- (19) 科学的に探究する力の育成
- (20) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- (21) 大学、企業、NPO 等との連携による取組の推進

（現状と課題）

- 学習指導要領の前文及び総則に記載されている「持続可能な社会の創り手」の育成は、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けることとされています。SDGs（持続的な開発目標）の17の目標の実現に寄与し、児童・生徒の心の発達や自己肯定感の醸成などの効果も期待され、取組の更なる推進が求められています。
- 北区基礎・基本の定着度調査^{※4}では、区立小・中学校ともに理科における定着度に課題があることが確認されており、これまで、区立小・中学校における実験・観察等の充実や各種講座の実施などにより、理科好きの児童・生徒の育成に取り組んできました。引き続き、児童・生徒の理科への興味・関心を高め、裾野を広げることで、将来の科学技術立国を支える人材としての素養を育成することが求められています。
- 産業・就業構造が大きく変化している中、子どもたちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるよう、社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育むキャリア教育の一層の充実が求められています。
- 近年、これまでの常識を超える未曾有の自然災害が身近に発生し、災害に対する知識のみならず、主体的に自らの判断で安全を確保する資質や能力の育成が求められています。
- 子どもを取り巻く環境や課題が多様化、複雑化しており、学校が現代的、社会的な課題に対応した質の高い学びを提供するためには、大学、企業、NPO 等と連携、協力による取組を推進していく必要があります。

（施策の方向性）

- 地球規模の課題を自分事として捉え、解決に向けた行動を起こすことができる「持続可能な社会の創り手」の育成を目指し、SDGs（持続的な開発目標）の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実を図ります。
- 児童・生徒の理科に関する興味・関心を高める取組を推進することで、科学的

に探究する力を伸ばし、理科好きな児童・生徒の育成を図ります。

- 児童・生徒のキャリア教育や防災・安全教育などの推進を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成を図ります。
- 大学、企業、NPO 等との連携、協力による取組を推進することで、現代的、社会的な課題に対応した質の高い学びの提供の充実を図ります。

(主な取組)

重点事業 SDGs の達成に向けた教育の充実

SDGs（持続的な開発目標）主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育※¹⁶等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、環境や人権、国際理解教育等をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育活動の推進・充実を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |

【教育指導課】

重点事業 理科大好きプロジェクト

児童・生徒の理科に対する興味と関心を高めるとともに、観察・実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、区立小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察・実験等の充実を図ります。

・スーパーサイエンススクール

小学生・中学生・高校生を対象に、自然科学分野の最先端の研究に触れ、また、実験・実習やものづくりを通して科学・技術の面白さを体で感じることもできる、専門的な科学学習の機会を提供します。

・科学・環境スクール

小学生を対象に、科学的研究や環境問題をテーマにした実験や体験ができる教室を実施します。

・サイエンスラボ

中学生を対象に、身近なものを手がかりとして、生物、化学、環境、ロボットなど様々なテーマを対象とした教室を実施します。

・理科実験支援事業

大学講師が区立小・中学校に出向き、観察・実験等の理科授業を支援します。

・理科支援員の配置と理科教育アドバイザー^{※5}の活用

理科支援員を区立小・中学校の全校に配置し、理科の観察や実験活動等における教員の支援等を行うとともに、理科教育アドバイザー^{※5}が全小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業に関する指導・助言をすることにより、理科教育の活性化及び指導の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |
| | | → | | | |

【教育指導課 生涯学習・学校地域連携課】

重点事業

キャリア教育とアントレプレナーシップ教育^{※44}の推進

子ども一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。

あわせて、区内産業団体や企業等と連携による職場体験の充実や、渋沢栄一翁副読本の活用授業、区内産業団体の出前授業などを活用し、勤労の大切さや職務遂行力、起業家精神等を学びます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |
| | | → | | | |

【教育指導課 産業振興課】

《推進事業》

□ 環境教育の推進【教育指導課】

各教科や総合的な学習の時間等における環境についての学習を通して、環境や環境問題に関心・知識をもち、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動を自主的にとることのできる児童・生徒を育成します。

□ 防災・安全教育の推進【教育指導課 教育政策課】

児童・生徒が地震や風水害等の自然災害の発生に伴う危険を理解し、災害発生時に、主体的に考え、自分の命を守る行動ができるとともに、発達段階に応じて

安全で安心な地域づくりに自分から進んで貢献できる資質や能力を育てるための防災・安全教育を推進します。

また、学校防災マニュアルを改定するなど、学校における防災対応について見直しを図るとともに、教員研修等を通じて、教職員に対し周知・徹底を図ります。

□ **新聞大好きプロジェクト【教育指導課】**

新聞に親しみ、社会の出来事やしくみに興味をもたせるとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、NIE教育として新聞を活用した授業を行うことで、情報活用能力の育成も図ります。

□ **探究・STEAM教育^{*45}の推進【学び未来課 教育指導課】**

大学や民間団体との連携等を通じて、児童・生徒が先端技術に触れる機会を創出し、プログラミングによる問題解決能力を育むなど、探究的な学びを推進します。

□ **海洋教育の推進【教育指導課】**

お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーション研究所の協力を得て、SDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」も見据えながら、海に対する関心や、海の環境保全に主体的に関わろうとする態度を育成します。

《関連事業》

- ・魅力ある学校図書館づくり事業 (p.37)
- ・学校図書館支援 (p.37)
- ・体験活動充実に向けた宿泊事業の実施 (p.44)
- ・社会体験活動の推進 (p.44)
- ・北区×ヴェルディ体力向上プロジェクト (p.47)
- ・東洋大学との連携による体力向上事業 (p.47)
- ・北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 (p.57)
- ・国際理解教育の推進 (p.58)

取組の方向 8 学校の教育力を高める

【主な施策】

- (22) 教員の指導力の向上
- (23) 教員の指導環境の充実
- (24) 学校マネジメント力の強化

(現状と課題)

- 学校において、児童・生徒の教育に直接携わる教員の果たす役割は極めて重要であり、優秀な教員の育成は、公立学校の重要な課題の一つとなっています。
- 教員一人一人の資質・能力を効果的、効率的に高め、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、職層、経験に応じた研修の充実が求められています。
- 一方で、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、教員に求められる役割が拡大していることから、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境を整備する働き方改革の推進が求められています。
- 東京都公表の「令和4年度(2022年度)の学校における働き方改革について」では、都内公立小・中学校等における教員の1か月当たりの時間外労働の状況について、令和元年(2019年)から令和4年(2022年)にかけて、小・中学校とともに、「月80時間超」の割合が減少し、「月45時間以下」の割合が増加傾向にあり、北区においても同様の状況がみられますが、引き続き、改善に向けた更なる取組が必要であるとしています。
- 北区では、「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの取組を複合的に実施することで、教員の負担軽減に向けた取組を推進しています。
- 令和5年度(2023年度)からは、区立小・中学校等の学校給食費の完全無償化に伴い、徴収事務に係る教職員の負担軽減が図られており、引き続き、取組の推進を図る必要があります。
- 教員の採用・人事に関することは、東京都の責任において管理運営されていることから、教員の人事及び勤労条件等の改善について、積極的に国や東京都に働きかけていく必要があります。
- 学習指導要領では、基本的な考え方の一つに、「カリキュラム・マネジメント[※]²⁷の推進」を掲げています。各学校が、教育目標の実現に向け、教科横断的な視点を持ちながら、教育課程の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進めることで、教育の質の向上を図るものであり、学校長を中心に全ての教職員が、必要性を理解し、取組の推進を図ることが求められています。

(施策の方向性)

- 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上に取り組み、多様な教育課題に対応ができるよう教員の指導力向上を図ります。
- 教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と児童・生徒の健やかな成長を目指します。
- カリキュラム・マネジメント^{※27}の推進などの取組を通じて、学校と地域が教育目標や課題等を共有し、地域と一体となった特色ある質の高い学校づくりの推進を図ります。

(主な取組)

重点事業 教員の指導力向上に資する研修の充実

児童・生徒と信頼関係を構築し、可能性を最大限に引き出す教員の指導力を養うとともに、学習指導要領や授業改善に資する新たな指導方法の習得や、様々な教育課題に対処できる知識を効率的に学べるように、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を踏まえた、北区研修体系に基づく職層・経験・役割に応じた教員研修の充実を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推 進 | | | | |

【教育指導課】

重点事業 学校における働き方改革の推進

「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、タイムレコーダーを活用した勤務管理をはじめ、長時間勤務者等への面接指導、ICT等を活用した事務改善や業務見直し、学校を支える人員体制の充実、部活動の負担軽減、学校法律相談の実施、教員に関わる人事制度等に関する国・東京都に対する働きかけなどの教員の勤務環境の改善と長時間勤務の解消に資する取組を推進します。

また、学校の私会計で管理している給食費の会計処理を区に集約する公会計化や、教材費等の学校徴収金の管理業務について、教員の負担軽減に向けた具体的な取組を検討し、推進を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------------------|-----------|-------|-------|-------|-----------|
| 計 画 | 推進 | | | | |
| (内訳) 勤務時間の把握、面接指導 | 推進 | | | | |
| 校務支援システムの推進 | 推進 | | | | |
| 学力パワーアップ講師、学級経営支援員の配置 | 推進 | | | | |
| 小学校(高学年)教科担任制の導入、推進 | 実施・検証(2校) | | 推進 | | 区立小学校全校導入 |
| ICT支援員の体制拡充 | 拡充 | 推進 | | | |
| 教員事務補助員の配置 | 推進 | | | | |
| 部活動指導員、部活動指導補助員の配置 | 推進 | | | | |
| 学校法律相談の実施 | 推進 | | | | |
| 学校給食費等の公会計化等の推進 | 検討 | 方針決定 | 推進 | | |
| 校務システムのクラウド化 | 検討 | | | | |
| 教務用・校務用端末の統合 | 検討 | | | | |
| 教育に関する情報のデジタル化 | 検討 | | | | |

【教育指導課 学校支援課 学び未来課 教育政策課】

《推進事業》

□ **生活指導の充実【教育指導課】**

職層研修における学級経営力の向上や、生活指導主任会における生徒指導提要に関する各種研修等を計画的に実施することで、児童・生徒の個性の発見とよさ・可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支える教員の生活指導の向上を図ります。

□ **教育アドバイザー^{※5}の活用【教育指導課】**

数学・理科・外国語について高い専門性を有する教育アドバイザー^{※5}が、区立小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業に関する指導・助言をすることにより、主体的・対話的で深い学び^{※26}につながる教員の授業力の向上を図ります。

□ **カリキュラム・マネジメント^{※27}の推進【教育指導課】**

カリキュラム・マネジメント^{※27}（教育課程経営）についての理解を図る教員研修の実施をはじめ、研究指定校や研究協力校の他、各校における校内研究の推進を図ることで、カリキュラム・マネジメント^{※27}を通じた、組織的・計画的な教育活動の質の向上に取り組み、各学校の教育目標の実現を図ります。

《関連事業》

- ・確かな学力育成プロジェクト（p.36）
- ・小学校（高学年）への教科担任制の効果的な導入、推進（p.37）
- ・中学校部活動の地域連携の推進（p.43）
- ・北区サポートチーム（p.44）
- ・学校保健、学校給食・食育の充実（p.47）
- ・1人1台端末を活用した子どものS O Sの早期発見体制の強化（p.52）
- ・理科大好きプロジェクト（p.60）
- ・教員のICT活用指導力重点強化プロジェクト（p.70）
- ・校務支援システムのクラウド化及び教員用端末の統合に向けた検討（p.70）
- ・教育データの利活用の推進（p.71）
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進（p.77）

取組の方向 9 教育 DX の推進

【主な施策】

- (25) ICT を活用した学びの充実
- (26) 教員の ICT 活用指導力の向上
- (27) 学校 ICT 環境整備と校務情報化の推進

(現状と課題)

- 区立小・中学校では、「高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）」と「1人1台端末」の整備を行い、令和3年（2021年）4月から、GIGA スクール構想^{※15}に基づく ICT 教育を開始しています。
- 『『東京都北区 GIGA スクール構想^{※15}』の基本的な考え方』（令和3年（2021年）2月、東京都北区教育委員会）では、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現し、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出すとともに、個別最適な学びと協働的な学びを実現すること」を目的として掲げています。
- 令和5年度（2023年度）「全国学力・学習状況調査^{※28}」では、ICT 機器の授業での活用状況（週3回以上）について、区立小学校（71.8%）、中学校（83.1%）とともに、全国平均（小62.4%、中61.1%）、東京都平均（小68.7%、中65.9%）を上回っています。
- 学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置づけています。情報活用能力は、学習活動において、コンピュータ等を適切に用いて情報の収集・整理・比較・発信・共有等ができる力であり、さらに、コンピュータ等の基本操作や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等が含まれています。
- 児童・生徒の情報活用能力を確実に育むためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図るとともに、教員の ICT 活用指導力の一層の向上が求められています。
- 急速に普及しつつある生成 AI^{※46}については、教育現場での利用により、効果をもたらす可能性と生じるリスクを踏まえながら対応することが求められており、国や東京都の検討状況を注視する必要があります。
- 学校における1人1台端末「きたコン」の使用が日常化するなか、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数（4～5年程度）が迫っていることから、端末の計画的な更新とともに、更新の機会を捉えたソフトウェア等の充実を図ることが重要です。
- 国の専門家会議（「GIGA スクール構想^{※15}」の下での校務の情報化の在り方に関

する専門家会議」)が、令和5年(2023年)3月に取りまとめた次世代の校務DXに関する提言では、教職員の負担軽減や働きやすさの向上を目指し、校務の単なるデジタル化に留まらず、クラウド環境を活用した業務の見直しや、外部連携の促進、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化の方向性を示すとともに、直ちに取り組むことが難しい場合には、クラウドツールの活用や業務のペーパーレス化等の過渡的な取組の推進を求めています。国では、この提言等を踏まえ、次世代の校務DXのモデルケースの創出に取り組むとしています。

- 国では、児童・生徒が使用するデジタル教科書の導入について、令和6年度(2024年度)から小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書の提供を開始する方針を示しており、次に導入する算数・数学やその他の教科については、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら、段階的に提供を図るとしています。

(施策の方向性)

- 教育活動において、1人1台端末「きたコン」を、教科横断的かつ効果的に活用しながら、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 教員のICT活用指導力の一層の向上に向けた取組を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- 計画的な機器の保守・更新やソフトウェアの充実などによる学校ICT環境の整備に取り組むとともに、校務のデジタル化等のICTの活用による業務の効率化を図ります。

(主な取組)

重点事業 1人1台端末の活用の推進

教育活動全体を通して、1人1台端末「きたコン」及びソフトウェアの効果的な活用に取り組むことで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、全ての児童・生徒の可能性を引き出す教育の実現を目指します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 推進 | | | | |

【学び未来課 教育指導課】

重点事業**児童・生徒の情報活用能力の育成**

プログラミング教育^{※47}や情報モラル教育^{※30}の推進・充実を図るとともに、児童・生徒の習得スキルや能力を把握可能な「(仮称) ICT 活用コアスキルリスト」を作成・活用することで、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。

あわせて、デジタル・シティズンシップ教育^{※48}の考え方を取り入れた取組の研究を推進します。

- ・情報モラル教育^{※30}の充実

児童・生徒が ICT を安全かつ適切に活用していくことができるよう、情報モラル教育^{※30}の充実に向け、オンライン情報モラル教材の導入や情報モラル推進月間を設け、効果に沿った情報モラル教育^{※30}を推進します。

- ・「(仮称) ICT 活用コアスキルリスト」の活用

児童・生徒の主体的な ICT 活用を推進するため、児童・生徒の発達段階に応じて習得すべきスキルや能力の具体的な目標を定めた「(仮称) ICT 活用コアスキルリスト」を活用します。

- ・プログラミング教育^{※47}の推進

児童・生徒の論理的思考力を育むとともに、身近な問題解決に主体的に取り組む態度を育成するため、貸出プログラミング教材やソフトウェアなどの活用を通じて、発達段階、教材に沿ったプログラミング教育^{※47}を推進します。

- ・デジタル・シティズンシップ教育^{※48}の研究

児童・生徒が優れたデジタル市民になるために必要な能力を身に付けることを目的とした、デジタル・シティズンシップ教育^{※48}の考え方を取り入れた取組について研究を進めます。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---|---------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 推進 | | | | |
| (内訳) 情報モラル 教育 ^{※30} の充実 | 推進 | | | | |
| 「(仮称) ICT 活用コ アスキルリ スト」の活用 | 作成 | 開始 | 推進 | | |
| プログラ ミング教育 ^{※47} の推進 | 推進 | | | | |
| デジタル・シ ティズンシ ップ教育 ^{※48} の研究 | 研究 | | | | |

【学び未来課 教育指導課】

重点事業**教員の ICT 活用指導力重点強化プロジェクト**

ICT の活用を通じた個別最適な学びと協動的な学びの一体的な充実を目指し、教員全員が ICT を活用した効果的な授業展開が可能となるよう、ICT 活用指導力の強化に向けた取組を推進します。

・ **ICT 支援員の体制拡充**

教員の ICT を活用した指導力向上を図るため、「授業支援に特化した」ICT 支援員体制を拡充します。

・ **きたコン活用ガイドブックの活用、実践**

教員の ICT を活用した様々な場面別の活用手法を示した「きたコン活用ガイドブック」に基づく実践を推進するとともに、ガイドブックの継続的な更新を行いながら、教員による効果的な ICT の活用を推進します。

・ **教員の ICT 研修の充実**

教員向けの ICT 研修を毎年度実施するとともに、各種ソフトウェアの効果的な活用方法等を紹介する研修動画を活用し、教員が必要なときにいつでも学ぶことができる環境整備を図ります。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|--------------------------|------------|---------|---------|---------|----------|
| 計 画 | 拡充 | 推進 | | | |
| (内訳) ICT 支援員 の体制拡充 | 拡充 | 推進 | | | |
| きたコン活 用ガイドブ ックの活用 | 実践・推進 | | | | |
| 教員の ICT 研修の充実 | 研修 動画活用 | 推進 | | | |

【学び未来課】

《推進事業》

□ **学校 ICT 環境の整備、維持管理【学び未来課】**

1 人 1 台端末「きたコン」や電子黒板機能付きプロジェクター、学校内の高速大容量通信ネットワーク機器等について、日々の授業に支障が出ないように、適切な維持管理及び確実な更新を図ります。

□ **校務支援システムのクラウド化及び教員用端末の統合に向けた検討【学び未来課】**

教員の負担軽減に資するため、連絡事項、予定の共有、成績処理、健康管理等

を行う校務支援システムをクラウド化し、教員が授業で使用する 1 人 1 台端末「きたコン」と校務用端末の統合に向けた検討を進めます。

□ **教育データの利活用の推進【学び未来課】**

現在、紙媒体で実施している調査等のデジタル化を図り、教育に関するあらゆる情報のデジタル化を推進します。また、デジタル教科書の段階的導入に伴い、副読本等の副教材についても、教育効果が高いものから順次、デジタル化を図ります。さらに、国の実証研究等の動向を注視しつつ、1 人 1 台端末「きたコン」の学習履歴やデジタル化された各種調査結果、校務情報等のデータを分析し、個別最適な学びに資する指導に生かすための研究を進めます。

《関連事業》

- ・ 確かな学力育成プロジェクト (p.36)
- ・ いじめを見過ごさない取組の徹底 (p.42)
- ・ 総合的な不登校児童・生徒対応の推進 (p.50)
- ・ 1 人 1 台端末を活用した子どもの SOS の早期発見体制の強化 (p.52)
- ・ 教員の指導力向上に資する研修の充実 (p.64)
- ・ 学校における働き方改革の推進 (p.64)

取組の方向 10 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

【主な施策】

- (28) 学校の改築・リノベーションの推進
- (29) 人口動向を見据えた教育環境の充実

（現状と課題）

- 区立小・中学校は、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばに集中的に整備され、現在、改築校を除く既存校の約 9 割が建築後 50 年を超えています。
- 区では、「北区立小・中学校長寿命化計画」（令和 2 年（2020 年）3 月）及び、「北区立小・中学校整備方針」（令和元年（2019 年）6 月）に基づき、計画的に、学校改築及びリノベーション（長寿命化改修）^{※18}を推進し、改築更新時期の平準化に努めながら、社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図っています。
- 老朽化が進行する既存校の設備等については、引き続き、時代の要請にあわせて、安全性や快適性などの機能向上に努めることが求められています。
- 北区の人口推計では、児童・生徒数は、将来的には減少が見込まれていますが、令和 18 年（2036 年）までは増加傾向にあります。児童・生徒数について、北区人口推計や東京都が実施する教育人口等推計などにより把握に努めるとともに、地域開発や国の 35 人学級の動向等も踏まえた検討や分析を行い、教育環境の確保に向けて、適切な対応を実施する必要があります。

（施策の方向性）

- 学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい教育環境の確保を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校改築及びリノベーション^{※18}事業の計画的な推進を図ります。
- 今後の児童・生徒数や、地域開発、国の 35 人学級の動向等を踏まえた、適切な対応策を検討・実施し、教育環境の確保を図ります。

(主な取組)

重点事業 学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、順次計画的に学校の改築に取り組みます。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|--------|-------------|----------------|---------|----------------------|-------------|
| 都の北学園 | グラウンド 整備 | グラウンド 整備・完成 | | | |
| 堀船中 | 整備 | 整備 | 整備・完成 | | |
| 赤羽台西小 | 実施設計 | 整備 | 整備 | 整備・完成 グラウンド 整備 | グラウンド 整備 |
| 十条小 | 基本設計 | 基本設計 ・実施設計 | 実施設計 | 整備 | 整備 |
| 滝野川第五小 | | 基本設計 | 実施設計 | 整備 | 整備 |
| 学校 3 校 | | | 基本設計 | 実施設計 | 整備 |
| | | | | 基本設計 | 実施設計 |
| | | | | | 基本設計 |

【学校改築施設管理課】

重点事業**学校施設のリノベーション（長寿命化改修）※¹⁸事業の推進**

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校施設を将来にわたり長く使い続けるために、建物の耐久性向上や不具合解消に加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げることを目的とした、リノベーション※¹⁸事業（目標使用年数：80年以上）を順次計画的に実施します。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 滝野川第四小 | 完成 | | | | |
| 谷端小 | 整備 | 完成 | | | |
| 豊川小 | 設計・整備 | 整備 | 完成 | | |
| 王子第五小 | 設計 | 設計・整備 | 整備 | 完成 | |
| 岩淵小 | | 設計 | 整備 | 整備 | 完成 |
| 学校 3 校 | | | 設計 | 整備 | 整備 |
| | | | | 設計 | 整備 |
| | | | | | 設計 |

【学校改築施設管理課】

重点事業**今後の人口動向を見据えた教育環境の確保**

北区人口推計や東京都が実施する教育人口等推計をはじめ、地域開発や、国の35人学級の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行い、学級数増に伴う教室確保策や学校規模に応じた運営上の支援策など、ハード・ソフト両面からの適切な対応を検討・実施し、教育環境の確保を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 検討・推進 | | | | |

【学び未来課 学校改築施設管理課 学校支援課 教育指導課】

《推進事業》

□ **学校施設設備等の整備**【学校改築施設管理課】

老朽化が進む学校施設設備等について、時代の要請にあわせて、適宜、安全性や快適性などの機能を高める整備を推進します。

取組の方向 11 家庭・地域等との連携・協働による地域教育力の向上を図る

【主な施策】

- (30) 家庭教育支援の充実
- (31) 地域との連携・協働の推進
- (32) 青少年の健全育成と社会教育活動の推進

(現状と課題)

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上でとても重要です。一方、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化しており、家庭教育に関する悩みや不安を抱える家庭が増加しています。
- そのため、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士や保護者と地域の交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実が求められています。
- 多様化・複雑化する児童・生徒の課題に対応していくためには、学校と保護者・地域がパートナーとして、より一層、連携・協働を図っていく必要があります。北区の現状として、学校運営に地域の声を生かす「コミュニティ・スクール^{※17}（学校運営協議会制度）」については、指導主事が運営支援を行うなど、導入拡大には多くのマンパワーが必要となっています。また、幅広い地域住民等の参画のもと、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域づくりを進める「地域学校協働活動」については、学校や関係者の認識・意欲の違いにより、活動内容や成果に差異があるなどの課題があります。
- 登下校時の安全確保は、関係機関や地域、家庭と連携し、通学路における危険個所の調査、点検を実施しています。引き続き、交通環境の把握や安全点検、子どもへの安全指導などを実施し、継続的な取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、青少年の体験活動の機会の減少が懸念されており、地域、青少年団体、家庭、学校等の連携による様々な体験活動の充実が求められています。
- 青少年をめぐる環境は大きく変化しており、家庭、地域、学校を繋げるコーディネーターとして活動し、青少年の健全育成を支える青少年委員や青少年地区委員の活動と役割とともに、区民の社会教育活動の一層の活性化が求められています。

(施策の方向性)

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、自主性を尊重しつつ保護者が安心して家庭教育に取り組めるよう、家庭教育に関する学びや交流の機会の提供などの取

組の充実を図ります。

- 学校や子どもに関する課題解決と子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクール^{※17}と地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、学校と保護者・地域の連携・協働のもと、未来を担う子どもの学びや育ちを地域全体で支える取組の充実を図ります。
- 青少年団体による青少年の健全育成活動や区民の社会教育活動を支援、推進することで、地域の特色を生かした学びや体験活動等の充実を図ります。

(主な取組)

重点事業 家庭教育力向上プログラムの推進

子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭教育力の向上を図るため、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の家庭教育における3つの課題に対応した事業を展開します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-------|--|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | | | | |
| (内 訳) | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援に関する講座・事業の推進 ・PTA活動支援 ・家庭教育力の向上、生活習慣の確立に向けた支援事業の推進 (生涯学習・学校地域連携課) ・子どもの読書活動の推進(中央図書館) ・「SNS北区ルール」・「きたコン使用ルール」の配布(学び未来課) ・「北区版家庭学習のすすめ」の配布(教育指導課) ・親育ちサポート事業(子ども未来課) | | | | |

【生涯学習・学校地域連携課 中央図書館 学び未来課 教育指導課 子ども未来課】

重点事業 コミュニティ・スクール^{※17}と地域学校協働活動の一体的推進

学校・保護者・地域が連携・協働し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図るため、保護者や地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール^{※17}」と地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の一体的推進に向けた新たな体制づくりと運営方法を検討し、区立小・中学校全校への導入に向けた取組を推進します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 検証 | 方針決定 | モデル実施 | → | |

【生涯学習・学校地域連携課 教育指導課】

重点事業 通学路の安全強化

通学路の関係者（学校、教育委員会、警察、交通管理者、道路管理者、PTA 及び保護者、地域住民、児童交通指導員^{※49}、子ども安全ボランティア^{※50}等）の連携による通学路の安全対策の推進体制を構築し、全区立小学校における定期的な通学路の安全点検の実施、対策の検討・実施、効果の把握、対策の改善・充実に継続的に取り組みます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | → | | | |

【学校支援課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課

交通事業担当課 生活安全担当課 道路公園課】

《推進事業》

□ 子育て情報支援サービスの充実【中央図書館】

中央図書館内の子育て情報支援室において、赤ちゃん絵本、木のおもちゃ、布の絵本を揃えて、赤ちゃんと保護者が気兼ねなく過ごせる環境を提供するほか、子育て情報、子育て関連イベント等の情報提供を行います。

また、保護者向け読み聞かせ講座や読書講演会を開催し、保護者への啓発に努めます。

□ 教育広報紙「くおん」の発行【教育政策課】

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を定期発行します。

□ 子どもなんでも窓口事業【子どもわくわく課】

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、全児童館（子どもセンター）で子ども・子育てに関してなんでも問い合わせ等のできる窓口を設置し、様々な悩みや不安などの軽減につながる取組を実施します。

□ **子育て支援情報の提供【子ども未来課】**

北区公式ホームページの「子育て応援サイト」、スマートフォンアプリ「きたハピモバイル」の電子媒体の活用や、主に出産前から就学前までのお子さんを育てる家庭向けの「北区子育てガイドブック」「子どもたちの育つ姿家庭版」等の発行など、出産前から切れ目のない子育て支援情報の提供を図ります。

□ **学校公開講座【生涯学習・学校地域連携課】**

区民の学習意欲とニーズに応えるため、学校が主体的に自校の人材や施設設備を活用し、公開講座を実施することで、地域に開かれた学校づくりと区民の生涯学習を推進します。

□ **青少年委員活動の充実【生涯学習・学校地域連携課】**

教育委員会が委嘱した委員が、青少年の余暇指導と団体育成の職務にあたるとともに、青少年委員としての活動と委員相互の連携を図るために青少年委員会を設置し、青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業を実施することで、青少年教育の振興を図ります。

□ **ジュニア・シニアリーダー研修の実施【生涯学習・学校地域連携課】**

青少年委員会との連携により、児童・生徒を対象に野外での体験学習をはじめ、様々なグループ活動を通して、「集団の中で自分を高め各々の良さを生かし一歩前進する」ことを目的に開催し、青少年の健全育成とリーダー養成を行います。

□ **青少年地区委員会活動推進事業【生涯学習・学校地域連携課】**

区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの青少年地区委員会が取り組む活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。

□ **社会教育関係団体^{*21}育成【生涯学習・学校地域連携課】**

区民の団体が自主的に行う学習会・研修会で、広く地域に参加を呼びかけて行う事業の経費（講師謝礼金）の一部を補助し、区民の社会教育活動の振興と生涯学習機会の拡充を図ります。

《関連事業》

- ・サブファミリーによる特色ある教育の推進（p.34）
- ・総合的な不登校児童・生徒対応の推進（p.50）
- ・防災・安全教育の推進（p.61）
- ・生涯にわたる多様な学習機会の提供（p.81）
- ・飛鳥山博物館の展示・講座の充実（p.83）
- ・文化財を活用したふるさと学習事業（p.83）
- ・北区の部屋事業（p.83）

取組の方向 12 生涯学び、活躍できる環境づくりを充実する

【主な施策】

- (33) 生涯にわたる多様な学びへの支援
- (34) 区民との協働による図書館づくりの推進

(現状と課題)

- 人生 100 年時代において充実した生活を送るためには、誰もが生涯を通じて、必要な学びを通じて成長できることが重要です。そのためには、区民一人一人が生涯を通じて学ぶことのできる環境の整備や、多様な学習機会の提供、学習成果を生かして活動できる仕組みづくりなどの取組が求められています。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等により、生涯を通じて職業に必要な知識やスキルを身に付けるための社会人の学び直しである「リカレント教育^{※23}」や時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付ける「リスキリング^{※51}」の重要性が一層高まっています。
- 「地域の知の拠点」として、区内全域に展開している区立図書館は、子どもや高齢者をはじめ様々な利用者の学習活動を支え、地域が抱える課題解決の支援や情報サービスの提供など、幅広い観点からの社会貢献や地域発展への寄与が期待されており、平成 17 年（2005 年）の「区民とともに歩む図書館委員会」の設置以降、様々な視点で検討を重ねながら、区民と協働による図書館づくりを進めています。

(施策の方向性)

- 区民一人一人が生涯を通じて多様なライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができる環境整備や、学習機会の提供、学習成果を生かして活動できる仕組みづくりに向けた取組を推進するとともに、リカレント教育^{※23} やリスキリング^{※51} も視野に入れた学習環境の整備など多様な学びへの支援を推進します。
- 区立図書館が区民ニーズに対応した知の拠点としての機能を果たせるよう、区民との協働による図書館づくりの推進を図ります。

(主な取組)

重点事業 地域活躍ステップアップ事業

区長部局や大学・企業・NPO・地域団体などとの連携により、社会人の学び直しである「リカレント教育^{※23}」や、時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付ける「リスキリング^{※51}」を視野に入れた、学習情報の発

信や学ぶ機会の提供、学習相談などを実施します。

また、文化センター等で学んだ知識や体験を通じて地域活動への参画や知識、技術、経験を生かせる環境を整備します。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 実施 | 推進 | → | | |

【生涯学習・学校地域連携課】

《推進事業》

□ 生涯にわたる多様な学習機会の提供【生涯学習・学校地域連携課】

地域における生涯学習の拠点施設である文化センターを中心に、学習の場や機会、学習情報等の提供を図るとともに、「区民大学」、「あすか教室」、「ことぶき大学」など、多様な学習機会を提供することで、生涯にわたる一人一人の学びを支援します。

□ 区民との協働による図書館づくり【中央図書館】

「区民とともに歩む図書館委員会」の運営や「北区図書館活動区民の会」との協働を通して、区民との協働による図書館づくりを推進します。

□ 図書館利用におけるバリアフリーの推進【中央図書館】

障害者、高齢者等を対象に、配送サービス、施設等での読み聞かせやリサイクル本の提供を行い、来館が困難な方にも読書を楽しめる環境整備を推進します。

また、読書に困難を伴う方に対する音訳、点訳、大活字本、館内閲覧用パソコン、拡大読書器の提供のほか、電子図書を導入についても検討を進めます。

《関連事業》

- ・ 学校公開講座 (p.79)
- ・ 社会教育関係団体育成 (p.79)
- ・ 飛鳥山博物館の展示・講座の充実 (p.83)
- ・ 文化財を活用したふるさと学習事業 (p.83)
- ・ 北区の部屋事業 (p.83)

取組の方向 13 伝統、文化、芸術を守り、継承する

【主な施策】

- (35) 北区への愛着を深める事業の推進
- (36) 文化財の保護・活用、理解の促進
- (37) 質の高い文化・芸術に触れる機会の創出

(現状と課題)

- 区民が北区の歴史や文化、暮らしを学び、伝承することは、生涯学習の振興に資するとともに、北区を郷土として愛する心や誇りを育み、広く地域文化の発展、振興につながります。
- 区では、飛鳥山博物館を中心に、魅力的な展示をはじめ、各種講座やイベントの実施等の様々な取組により、北区の歴史や文化の継承に取り組んでいます。
- 文化財は、北区の歴史や文化を学ぶ上で重要な役割を担っており、保存だけではなく、様々な活用を通じて、地域の魅力向上や活性化につなげ、次世代に継承していくことが求められています。
- 北区には、北区指定無形民俗文化財の王子田楽や稲付の餅つき唄など、多くの伝統芸能がありますが、その保存や継承にあたっては、様々な課題を抱えています。
- 文化や芸術に触れることは、豊かな感性や想像力、情操を育む糧となるものであり、特に、子どもたちが質の高い文化芸術や地域の伝統文化等に触れる機会の確保が求められています。

(施策の方向性)

- 区民が北区の歴史や文化、暮らしに触れ、学ぶ機会の充実に向けた事業を推進することで、北区を郷土として愛する心や誇りの醸成を図ります。
- 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、地域の魅力向上や活性化に資する整備や活用を図ることで、次世代への継承を図ります。
- 多様な主体と連携・協働を図りながら、子どもたちが質の高い文化芸術活動や地域の伝統文化等に触れ、体験できる機会の創出を推進します。

(主な取組)

重点事業 国指定史跡中里貝塚の保存・活用

国内最大規模の縄文貝塚である中里貝塚については、「史跡中里貝塚保存活用計画」及び「史跡中里貝塚整備基本計画」に基づき、史跡広場を整備し、貝塚の保存・活用を図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 画 | 推進 | | | | |
| (内訳) 中里貝塚史跡広場の整備 | 整備 | 整備 | 完成 | | |
| 中里貝塚史跡広場の活用 | — | 検討 | 準備 | 開始 | |

【飛鳥山博物館】

《推進事業》

□ 飛鳥山博物館の展示・講座の充実【飛鳥山博物館】

区内に多数ある有形無形の歴史的文化遺産を活用し、北区ならではの歴史、文化、自然の魅力を発信するためのさまざまな展示・講座を開催します。特に史跡を巡る体験型の講座の充実を図り、北区の魅力をアピールするとともに北区への愛着を深めます。

□ 文化財を活用したふるさと学習事業【飛鳥山博物館】

区指定文化財である茅葺屋根の古民家を保存活用する「北区ふるさと農家体験館」において、区民との協働により、地域に伝わる年中行事や工作教室を実施するなど、様々な体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習を推進します。

□ 北区の部屋事業【中央図書館】

“北区のことなら何でもわかる”をコンセプトに、「北区の部屋」を中央図書館に設置し、北区に関する図書資料、古写真、古地図、古文書、映像資料等の収集・保存・公開とともに、北区に関する刊行物の出版、歴史に関する講座の開催などの情報発信を行います。また、地域資料専門員を「北区の部屋」に配置し、北区に関する学びを支援します。

□ 「史跡のまち・北区」のPRの推進【飛鳥山博物館】

西ヶ原一里塚や中里貝塚など、北区に多く存在する史跡について、2次元コードをつけた解説板の設置を推進し、現地で史跡に関する画像や説明に触れながら、史跡を実感できるよう工夫を施すなど、「史跡のまち・北区」の魅力を広くPRします。

□ 無形民俗文化財の保存・継承支援【飛鳥山博物館】

無形民俗文化財の保存・継承については、補助金の交付等、引き続き支援を行うとともに、芸態を含めた芸能・習俗の保存や継承の方法について、伝承者、学識経験者、保持団体等を含めた検討を行います。

地域に伝承されてきた区内無形民俗文化財の保存・継承のための支援体制づくりを進めます。

□ 北区文化振興財団との連携【生涯学習・学校地域連携課 教育指導課】

北区文化振興財団による「子ども文化教室」や「スクールコンサート」、「輝く☆未来の星コンサート」等、子どもの頃から文化・芸術を鑑賞・体験する事業を後援するとともに、文化庁事業や「北区版アーティストバンク^{※52}」の活用など、子どもたちが質の高い文化・芸術に触れる機会を創出し、様々な体験活動の充実を図ります。

《関連事業》

- ・北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 (p.57)
- ・学校公開講座 (p.79)
- ・生涯にわたる多様な学習機会の提供 (p.81)

第5章 「北区教育ビジョン2024」の推進に向けて

□ 計画の進行管理

本ビジョンで位置付けた施策の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、本ビジョンの重点事業の点検・評価をもって実施するとともに、その結果を、区議会をはじめ広く区民に公表します。

あわせて、客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る基準として、客観的数値を把握できる8つの指標を設定し、国や東京都の状況や、数値の変化を確認することで、PDCAサイクルのもと、検証・評価を行っていきます。

本ビジョンが、教育や子どもを取り巻く環境・状況の変化に応じた実行性のある計画となるよう、必要に応じて、見直し、改善を行いながら推進を図ります。

(指標一覧)

| No | 種別 | 指標 | 直近の現状値 | 備考 | |
|----|----------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | | 北区 | 全国 | 東京都 |
| 1 | 学びに関するもの | 「全国学力・学習状況調査 ^{※28} 」 の児童・生徒の平均正答率 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 国 71.0% 算 67.0% | 小6 国 67.2% 算 62.5% | 小6 国 69.0% 算 67.0% |
| | | | 中3 国 71.0% 数 52.0% | 中3 国 69.8% 数 51.0% | 中3 国 72.0% 数 54.0% |
| 2 | | 英検3級相当以上の生徒の割合 (中学校) ※令和4年度(2022年度) 英語教育実施状況調査(文部科学省) | 中3 54.6% (区独自に集計) | 中3 49.2% | 中3 59.5% |

| No | 種別 | 指標 | 直近の現状値 | 備考 | |
|----|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| | | | 北区 | 全国 | 東京都 |
| 3 | 体に関するもの | 朝食を毎日食べていない児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 6.1% | 小6 6.1% | 小6 5.8% |
| | | | 中3 11.8% | 中3 8.8% | 中3 9.2% |
| 4 | 体に関するもの | 毎日同じくらいの時間に起きている児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 88.0% | 小6 90.5% | 小6 90.3% |
| | | | 中3 91.4% | 中3 91.3% | 中3 91.6% |
| 5 | 心に関するもの | 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 82.0% | 小6 83.5% | 小6 83.6% |
| | | | 中3 78.0% | 中3 80.0% | 中3 80.1% |
| 6 | 心に関するもの | 学校に行くことが楽しいと思う児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 84.5% | 小6 85.3% | 小6 84.5% |
| | | | 中3 80.1% | 中3 81.8% | 中3 81.6% |
| 7 | 心に関するもの | いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 95.2% | 小6 96.9% | 小6 95.8% |
| | | | 中3 93.7% | 中3 95.5% | 中3 94.6% |
| 8 | 地域連携 | 地域の行事に参加している児童・生徒の割合 ※令和5年度(2023年度) 全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 小6 43.7% | 小6 57.8% | 小6 46.8% |
| | | | 中3 30.8% | 中3 38.0% | 中3 30.5% |

参考資料

資料1 全国学力・学習状況調査等の国・東京都・北区指標の推移

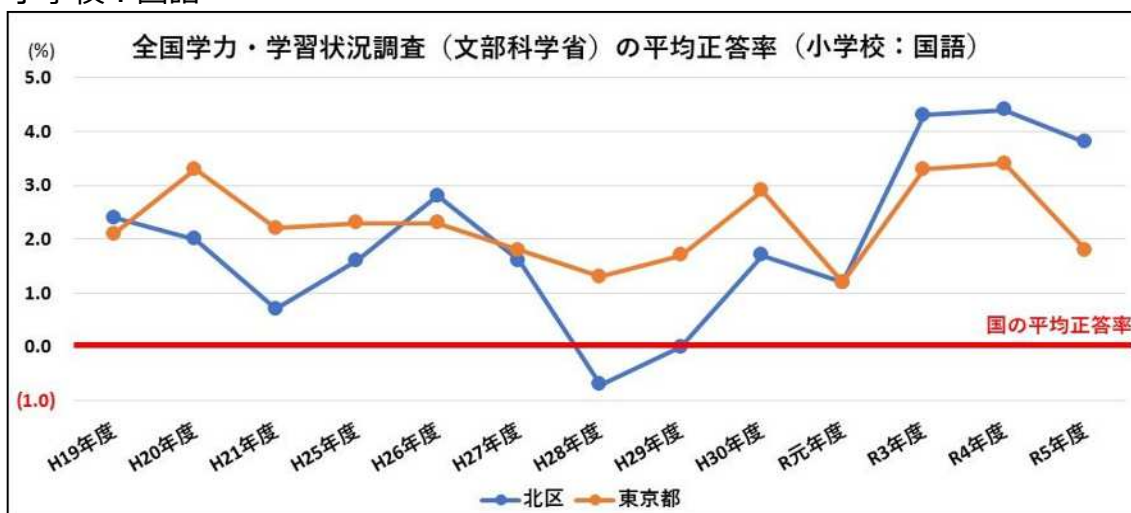
< 1. 学びに関するもの >

No.1 : 全国学力・学習状況調査の児童・生徒の平均正答率

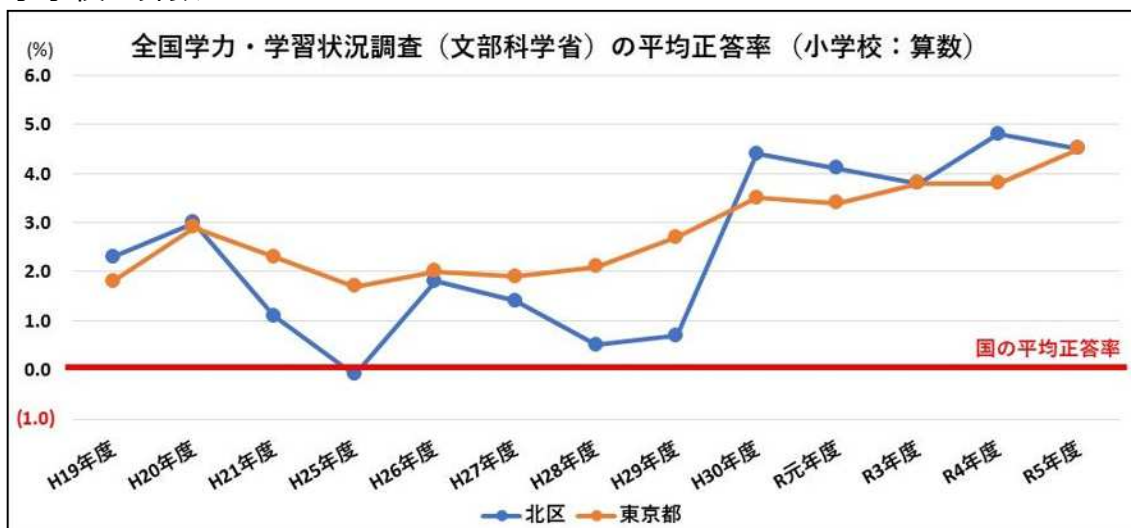
※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・東京都と北区の平均正答率を、国の平均正答率と比較したもの
- ・全国学力・学習状況調査を開始した平成19年度（2007年度）から記載
※平成22年度（2010年度）及び平成24年度（2012年度）は抽出校のみ実施
※平成23年度（2011年度）は東日本大震災のため実施せず
※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

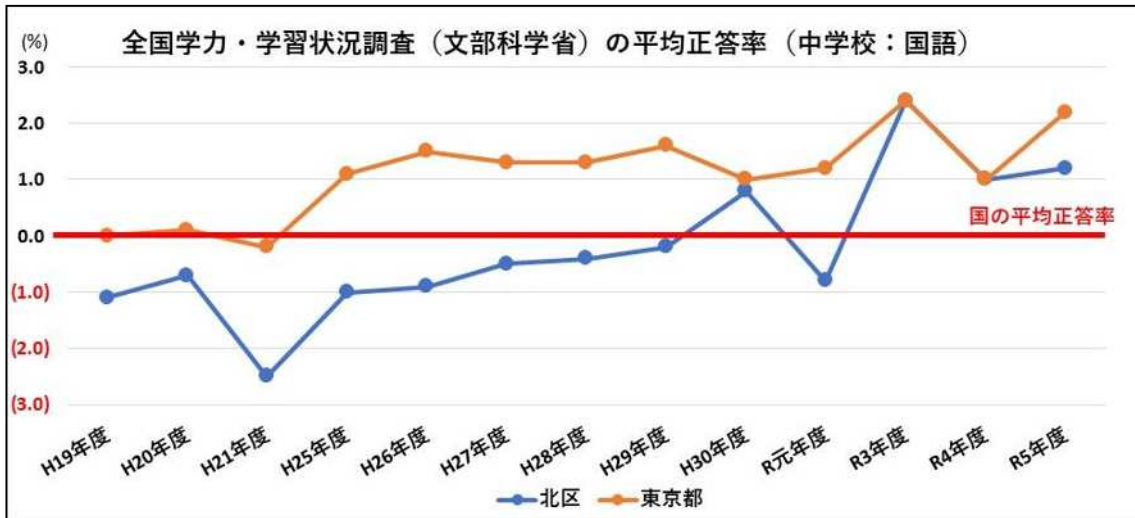
小学校：国語



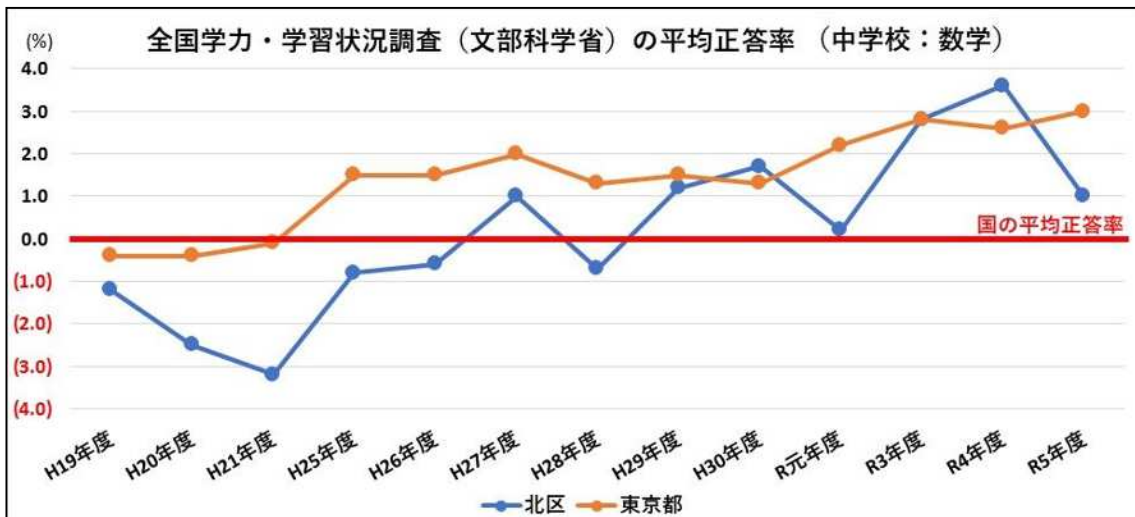
小学校：算数



中学校：国語



中学校：数学



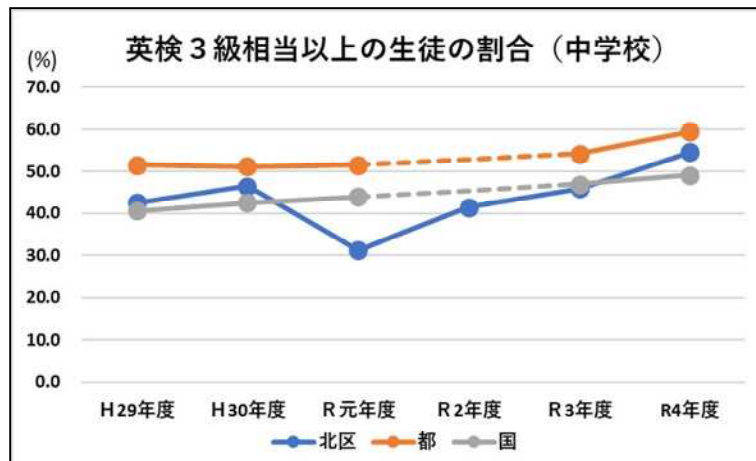
No.2：英検3級相当以上の生徒の割合（中学校）

※英語教育実施状況調査（文部科学省）

・調査対象 中学3年生

※国と都は令和2年度（2020年度）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

※北区の調査結果については、区独自に集計したもの



<2. 体に関するもの>

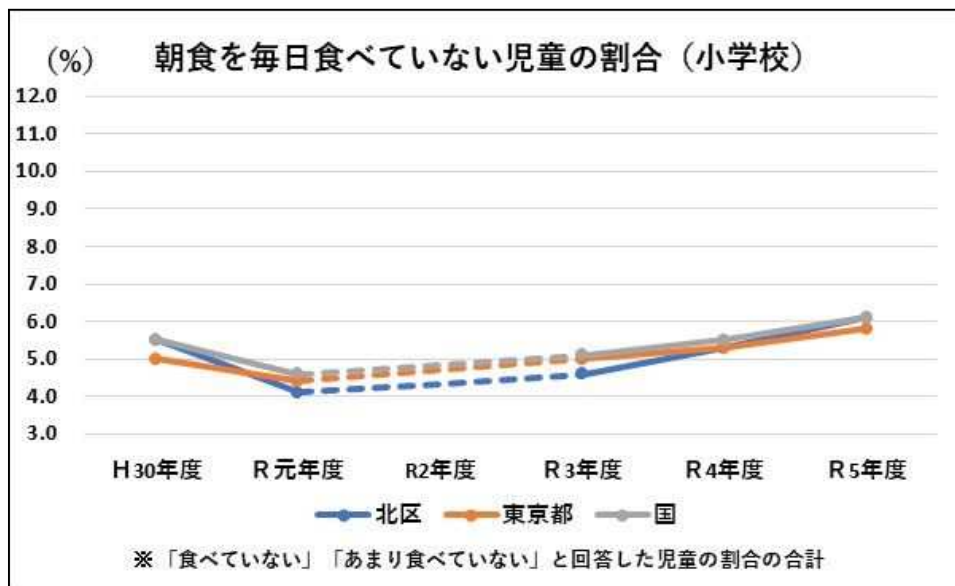
No.3 : 朝食を毎日食べていない児童・生徒の割合

※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

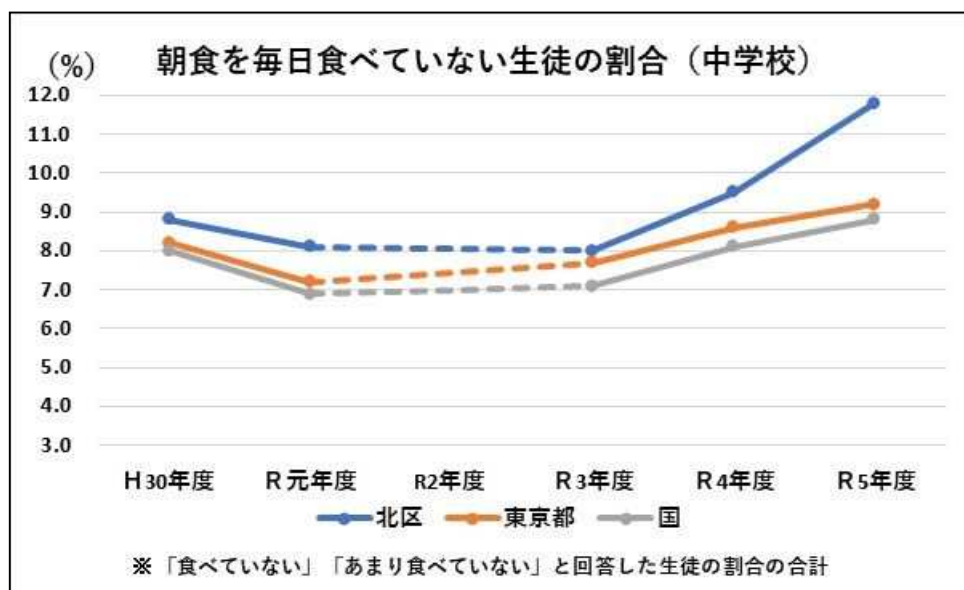
- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・過去5年度分を記載

※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校

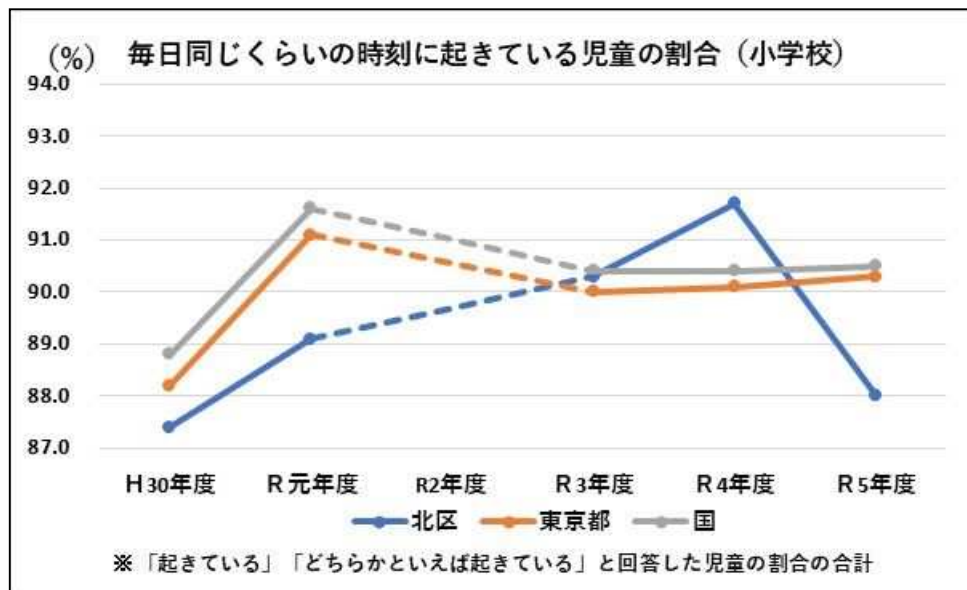


No.4：毎日同じくらいの時間に起きている児童・生徒の割合

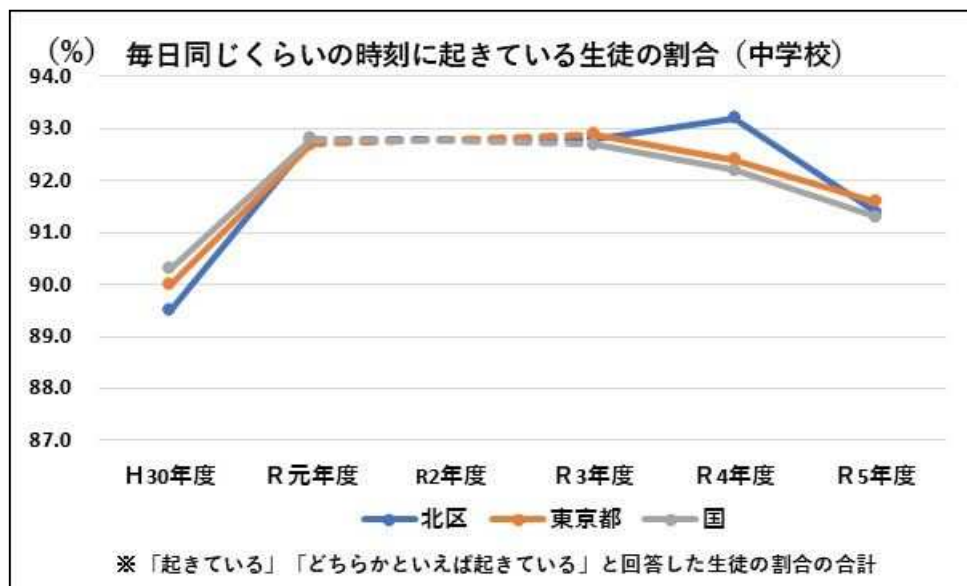
※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・過去5年度分を記載
- ※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校



<3. 心に関するもの>

No.5：自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合

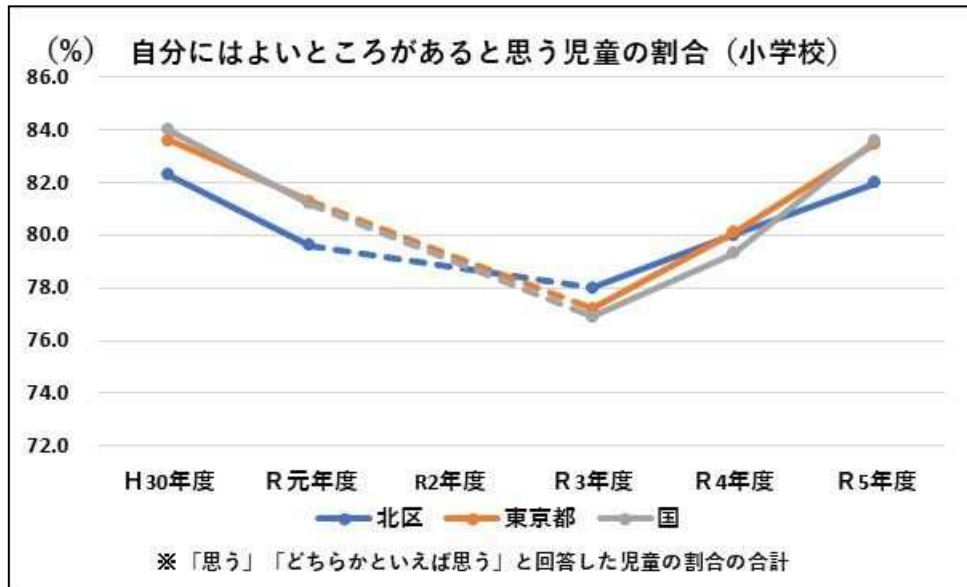
※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生

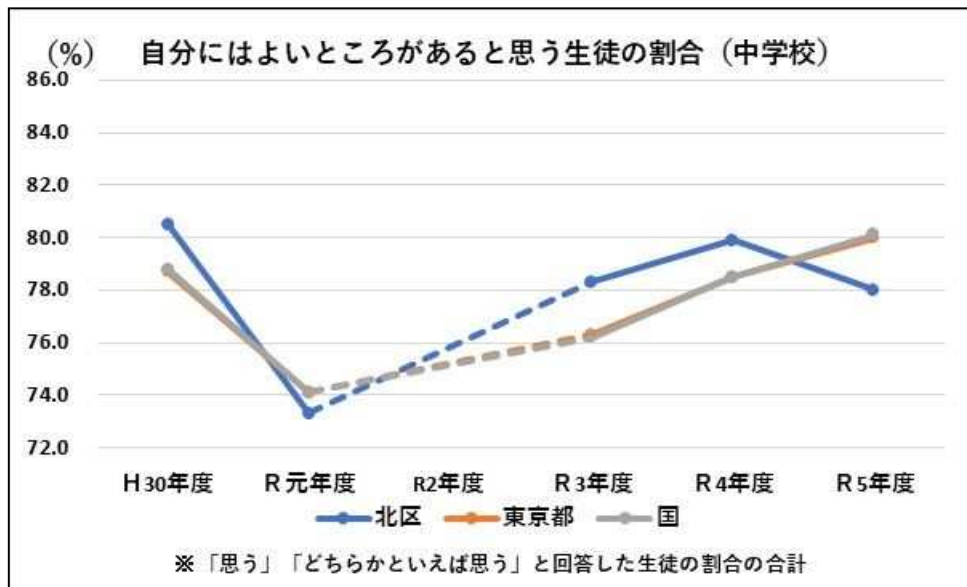
・過去5年度分を記載

※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校



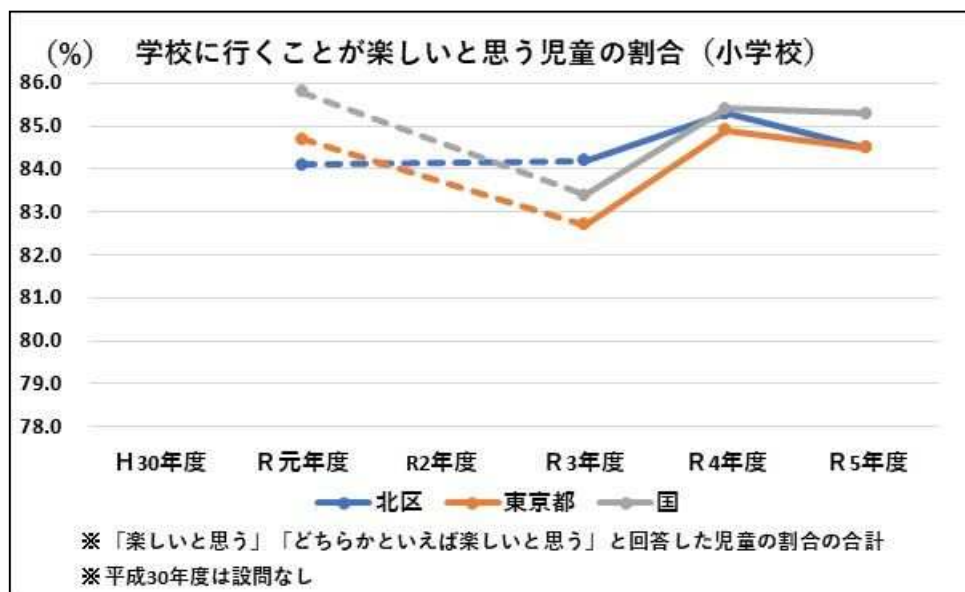
No.6：学校に行くことが楽しいと思う児童・生徒の割合

※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

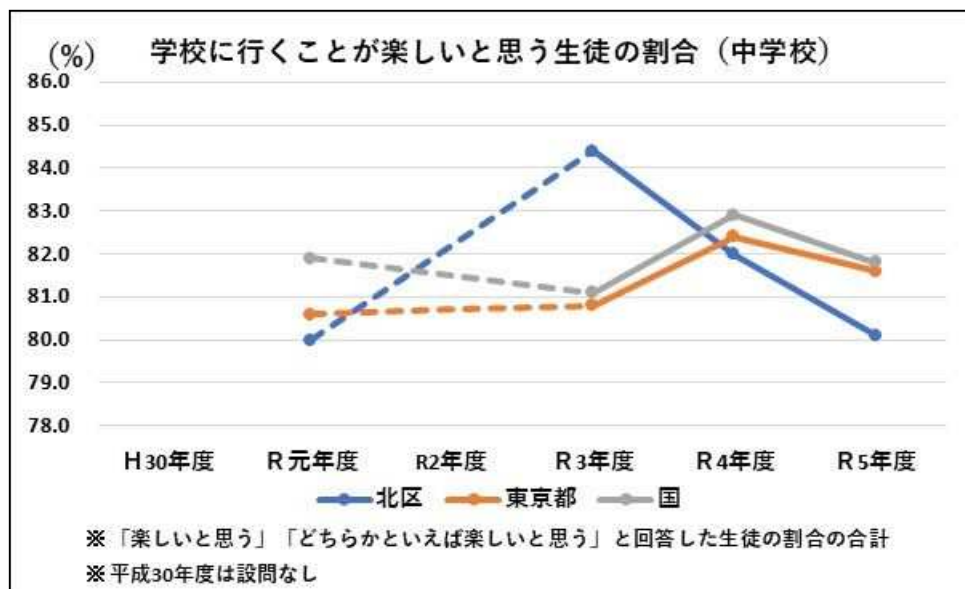
- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・過去5年度分を記載

※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校



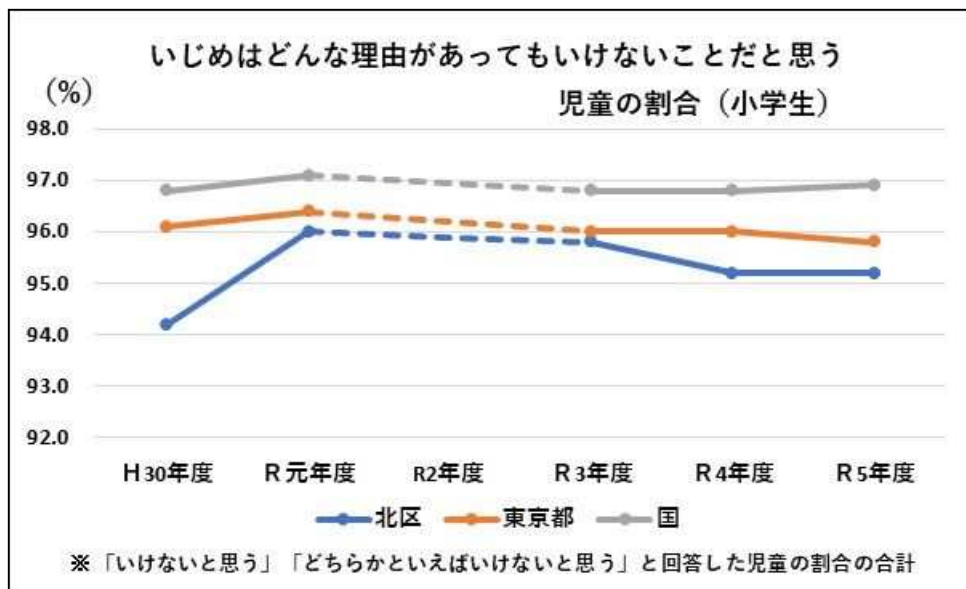
No.7 : いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合

※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

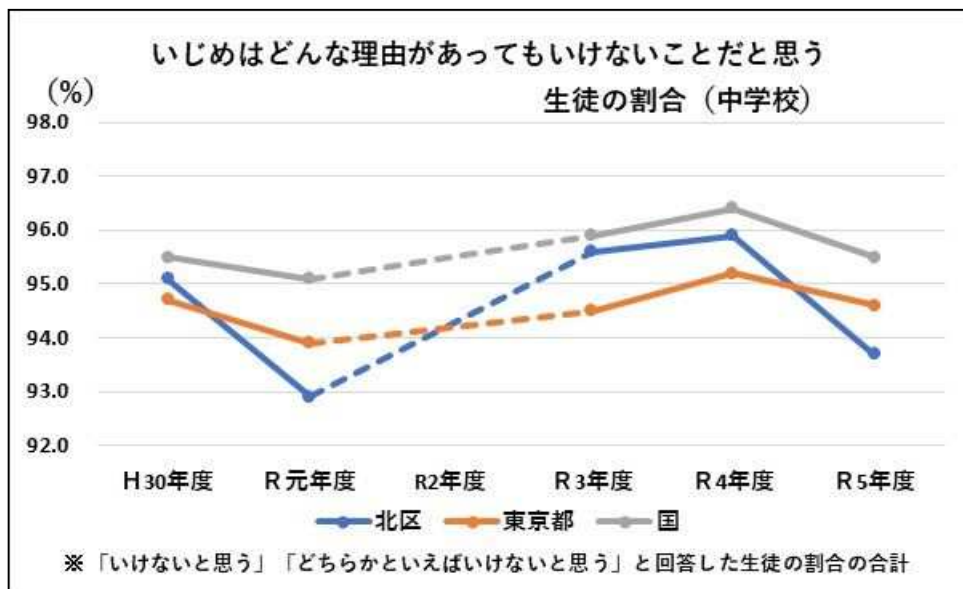
- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・過去5年度分を記載

※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校



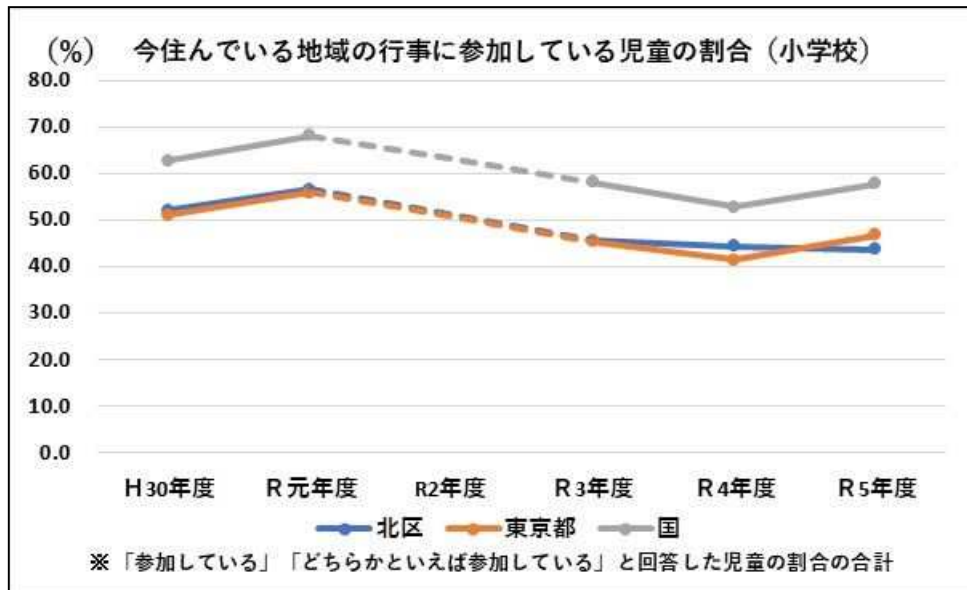
< 4. 地域連携 >

No.8 : 地域の行事に参加している児童・生徒の割合

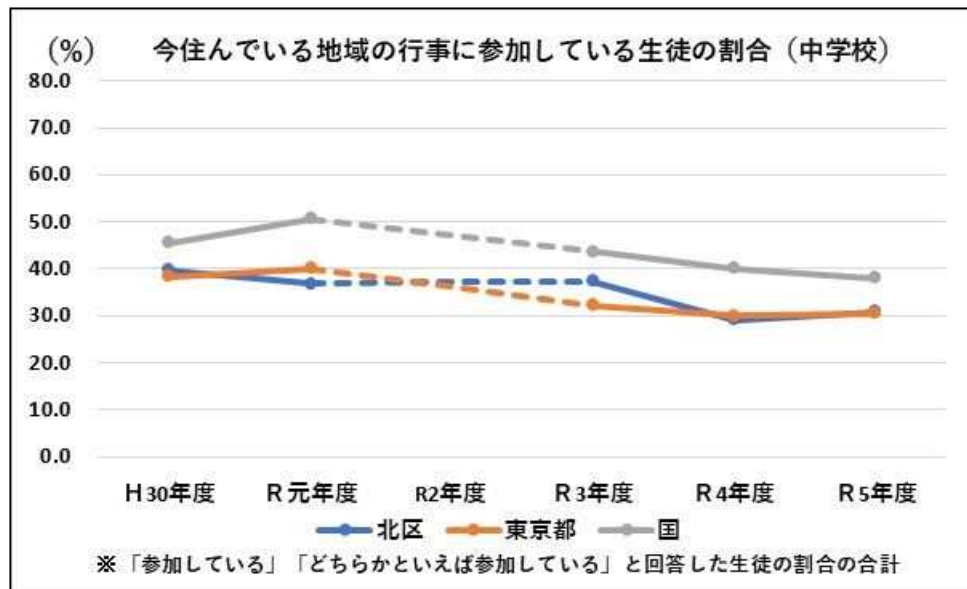
※全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- ・調査対象 小学校：小学6年生 中学校：中学3年生
- ・過去5年度分を記載
- ※令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施せず

小学校



中学校



資料 2 用語解説

※ 1 北区教育・子ども大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、「国が定める教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として定めたもの。

北区では、令和元年（2019 年 11 月）に、「10 年程度の将来を視野に入れて、今後 5 年間の北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」として、「北区教育・子ども大綱」を策定した。

※ 2 教育振興基本計画

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、「国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定めたもの。

※ 3 学校ファミリー構想

通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1 校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・小学校間の連携等の基盤となる、北区独自の教育システム。12 のサブファミリー（中学校 1 校といくつかの小学校、幼稚園・認定こども園からなる組み合わせ）ごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、様々な連携・交流活動を実施している。

※ 4 北区基礎・基本の定着度調査

平成 19 年度（2007 年度）から、小学校 2 年生から中学校 3 年生を対象に、学習指導要領に示されている教科の目標や内容（学習指導要領の内容のうちペーパーテストで調査が可能な内容）の実現状況を把握・分析することにより、授業の問題点・改善点を明らかにすることをねらいとして実施している北区独自の学力調査のこと。本調査や全国学力・学習状況調査の結果・分析等を活用し、各学校では「授業改善推進プラン」を策定し、授業の改善に取り組んでいる。

※ 5 教育アドバイザー

「数学」、「理科」及び「外国語」について、各学校へ巡回し、授業観察や教員指導を行う、元校長などの高い専門性を有する職員のこと。

※6 学校図書館指導員

学校における読書活動の充実や、教員の学習支援を行うために、学校図書館等の運営のサポートに当たっている。具体的な業務としては、利用者が必要な資料を直ぐに探せる環境作り（書架の整理）等の基本業務、学校図書館での利用者の調べ物をお手伝いするレファレンスサービス、ビブリオバトルや本の福袋など、児童・生徒が本に親しめる仕組みづくりなどがある。

※7 北区いじめ防止条例

いじめの防止などについての基本理念や区、学校、保護者、区民などの責務、いじめの防止などを進めるための組織など施策の基本となる事項を示す条例で、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日に制定した。

※8 東京都北区いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 12 条及び東京都北区いじめ防止条例第 11 条の規定に基づき、北区・学校・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの問題の克服のために取り組むよう、区が地域の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもの。

※9 スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱えるいじめや不登校等の課題、親子関係、貧困等の家庭環境での課題の解決及び関係機関との調整などを行う社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職のこと。

※10 Q-U

アンケート調査を用いて、児童・生徒の学級での適応感や満足度を測り、よりよい学校生活の充実と人間関係づくり・学級づくりに役立てるための標準化された心理検査のこと。

※11 WEBQU

インターネット環境があれば利用できる学級経営サポートシステムのこと。児童・生徒の学級満足度をアンケート実施日当日に把握することができ、いじめ防止・不登校傾向を事前にキャッチし、学校生活への適応を前提に学習指導も包括したサポートが可能となる。

※12 コーディネーショントレーニング

脳科学や運動生理学の見地から開発され、脳・神経と筋をはじめとする運動を調整する機能を開発・改善することを目的としたトレーニングである。

※13 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）

知的発達が遅れがなく、自閉症や情緒障害(心理的な要因による選択制かん黙等)により、学習上又は生活上の困難を有するために、通常の学級における指導だけでは学校生活に適応していくことが困難である生徒に対して指導を行う学級のこと。原則として、中学校に準じたカリキュラムで教科の学習を行う他、個々の児童・生徒の自立を目指し、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための力を養う自立活動の指導を行う。

※14 フリースクール

一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

※15 GIGA スクール構想

全国の小・中学校に高速大容量通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想のこと。文部科学省から2019年（令和元年）12月に発表された。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。

※16 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

※17 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みのこと。一般的に、学校運営協議会（保護者や地域住民が学校運営に参加するための組織）によって運営される公立学校がコミュニティ・スクールと通称されている。

※18 リノベーション（長寿命化改修）

北区立小・中学校長寿命化計画に基づき、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、長寿命化を目的とした大規模な改修工事のこと。

※19 スクールカウンセラー

幼児、児童及び生徒等の学校生活における様々な課題・相談に対して心理的視点から心のケアを行う専門職のこと。

※20 スクールコーディネーター

北区地域学校協働活動推進事業の要となり、ボランティアの発掘とともに、学校のニーズに基づいて適切な人材を学校へつなげる役割を担っている地域人材のこと。

※21 社会教育関係団体

地域で自主的に、営利を目的とせず、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行う団体のこと。

※22 青淵義塾

区民が渋沢栄一翁の功績や経営理論だけではなく、思想や理念を学ぶことができる事業。「青淵（せいえん）」とは渋沢栄一翁の雅号である。

※23 リカレント教育

義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。急速に変化する社会において、教育はすべての人々にとって生涯に通じて必要であるという考え方を基礎としている。

※24 Society5.0

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。

※25 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※26 主体的・対話的で深い学び

学ぶことに興味・関心を持ち自己の学習を振り返って次へとつなげる「主体的な学び」、多様な人との対話を通じて自己の考えを広げていく「対話的な学び」、習得した知識等を活用した見方・考え方を働かせ問題を解決していく「深い学び」により、「どのように学ぶか」という学びの質を高めることが重要とされた。

※27 カリキュラム・マネジメント

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

※28 全国学力・学習状況調査

児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図るため、文部科学省が小学 6 年生と中学 3 年生の児童・生徒全員を対象として実施する学力及び学習状況の調査のこと。

※29 令和の日本型学校教育

2020 年代を通じて実現を目指す学校教育のことをさし、その姿を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と定義している。

※30 情報モラル教育

他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解する教育のこと。情報社会の進展に伴って変化することが考えられるため、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。

※31 総合教育会議

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整する組織のこと。両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たる。

※32 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。

※33 保幼小交流プログラム

5 歳児が小学校へ円滑に適応していくことを目的として、小学校や幼児教育施設と交流し合うための具体的な方策について示したもの。

※34 保幼小接続期カリキュラム

5歳児 10月から小学校 1年生の 7月を接続期ととらえ、幼児が小学校の生活や学習に滑らかに適応するため、各時期で幼児に経験させたいことや、環境の構成、援助のポイント等について示したもの。

※35 学校図書館システム

学校図書館資料のデータベース化を行い、貸出・返却等の管理が速やかに行えるようにしたシステムのこと。

※36 北区いじめ問題対策連絡協議会

東京都北区いじめ防止条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、北区のいじめの防止等に向けて、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の連携を図るために設置された協議会。

※37 北区いじめ問題対策委員会

東京都北区いじめ防止条例第 14 条第 1 項の規定に基づき設置されている教育委員会の附属機関。対策委員会の委員は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成され、いじめ防止等の対策や重大事態の調査等を行う。

※38 いじめ相談ミニレター

平成 18 年度（2006 年度）から実施しており、「北区いじめ相談ミニレター」を全児童・生徒に配付している。教育総合相談センター心理士がはじめに相談を受け、対応につなげていくもの。

※39 子ども相談ポスト事業

子どもたちの心と身体の元気を守るために、子どもたちが相談しやすく、一人一人に支援が行き届くよう、1人1台端末「きたコン」に、インストールされている「まなびポケット」のメッセージ機能により、教育総合相談センター心理士と悩みを共有することが出来る相談窓口を設けたもの（必要により、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する）。

※40 道徳教育推進教師

学校の道徳教育の目標を達成するために、学校における道徳教育の方針を明確にし、全教師に周知するとともに、指導力を発揮して、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

※41 第四次北区特別支援教育推進計画

北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図っていくことを目的として策定した第四期の計画。

※42 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

※43 まなびポケット

教職員や児童・生徒が1人1つのアカウントを持ち、さまざまなシーンで多様な教育コンテンツを利用することができる教育プラットフォーム（様々なサービスを動かすため基盤となる環境）のこと。

※44アントレプレナーシップ教育

自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける起業家精神教育のこと。

※45 STEAM 教育

科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念のことであり、知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

※46 生成 AI

生成 AI（または生成系 AI）とは、「Generative AI：ジェネレーティブ AI」とも呼ばれ、さまざまなコンテンツを生成できる AI のこと。従来の AI が決められた行為の自動化が目的であるのに対し、生成 AI はデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としている。

※47 プログラミング教育

令和2年度（2020年度）から実施される学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化された学習課程。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力である「プログラミング的思考」をはじめ、身近な問題

の解決に主体的に取り組む態度やよりよい社会を築いていく態度を育むこと。

※48 デジタル・シティズンシップ教育

優れたデジタル市民になるために必要な能力を身に付けることを目的とした教育のこと。新しいテクノロジーがもたらす機会を考慮し、情報に基づいた選択ができるようになることを目的としている。

※49 児童交通指導員

北区立小学校が指定する通学路上において、児童・生徒の登下校時における見守り活動や、交通ルール・交通マナー等の指導・啓発を行う指導員のこと。

※50 子ども安全ボランティア

PTA や地域の住民等により構成されたメンバーで、登下校時の見守りや行事のパトロール等、子どもの安全を守る活動を行うボランティアのこと。

※51 リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、またはさせること。

※52 北区版アーティストバンク

「文化の総合と人々の交流を育むまち」というコンセプトのもと、文化芸術を応援する施設である「ココキタ」で活動する若手アーティストの情報を集約したもの。

資料3 北区教育ビジョン2024 検討経過

| 令和4年度 | 項目 |
|--------|---|
| 5月11日 | 第1回「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会 |
| 8月9日 | 第2回「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会 |
| 8月9日 | 教育委員会における協議 |
| 8月25日 | 教育委員会における協議 |
| 9月29日 | 教育委員会における報告 |
| 10月5日 | 区立学校校園長会との協議 |
| 10月19日 | 保護者アンケート実施 (令和4年(2022年)11月15日まで) |
| 10月20日 | 第3回「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会 |
| 11月18日 | 児童・生徒向けアンケート実施 (令和4年(2022年)12月2日まで) |
| 2月1日 | 第4回「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会 |
| 3月8日 | 教育委員会における協議 |
| 令和5年度 | 項目 |
| 5月9日 | 教育委員への報告 |
| 5月10日 | 区立学校校園長会における報告 |
| 5月30日 | 第5回「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会 |
| 6月2日 | 区立学校校園長会における報告 |
| 6月6日 | 第1回有識者懇談会 ・テーマ：これからの北区の教育について ～新たな教育ビジョン策定に向けて～ |
| 7月11日 | 教育委員への報告 |
| 7月13日 | 区立学校校園長会における報告 |
| 7月31日 | 関係団体との懇談会 ・テーマ：これからの北区の教育について ～新たな教育ビジョン策定に向けて～ (公立保育園長会、私立幼稚園協会、私立保育園理事長園長会、 幼稚園・こども園PTA連合会) |

| | |
|---------|---|
| 8月 2日 | 関係団体との懇談会 ・テーマ：これからの北区の教育について ～新たな教育ビジョン策定に向けて～ (小学校 PTA 連合会、中学校 PTA 連合会、青少年委員会) |
| 8月 25日 | 教育委員への報告 |
| 9月 13日 | 区立学校校園長会との協議 |
| 9月 13日 | 教育委員への報告 |
| 9月 15日 | 第 2 回有識者懇談会 ・テーマ：「北区教育ビジョン 2024」体系図（案）及び事業検討状況一覧について |
| 10月 06日 | 第 6 回「北区教育ビジョン 2024」策定検討委員会 |
| 10月 10日 | 教育委員との協議 |
| 10月 16日 | 第 3 回有識者懇談会 ・テーマ：北区教育ビジョン 2024（素案）について |
| 10月 30日 | 第 7 回「北区教育ビジョン 2024」策定検討委員会 |
| 11月 07日 | 教育委員との協議 |
| 11月 07日 | 区立学校校園長会との協議 |
| 12月 07日 | 教育委員会における協議 |
| 12月 11日 | パブリックコメント実施（令和 6 年（2024 年）1月 16 日まで） |
| 2月 6日 | 教育委員との協議 |
| 3月 8日 | 教育委員会における協議 |
| 3月 28日 | 教育委員会において「北区教育ビジョン 2024」を策定 |

資料4 「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会設置要綱

「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会設置要綱

4 北教教政第1079号
令和4年4月14日教育長決裁

(設置)

第1条 北区教育ビジョン2020を改定し、新たに北区教育ビジョン2024を策定することについての検討を行うため、「北区教育ビジョン2024」策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 北区における教育を巡る状況や課題と今後の教育改革の方向性に関すること。
- (2) 今後の教育改革の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

第4条 検討委員会の下に、教育委員会事務局職員で構成する部会を置くことができる。

(招集等)

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、設置された日から令和6年3月31日までとする。

(有識者からの意見聴取)

第7条 検討委員会は、検討事項について必要があると認めるときは、学識経験者等の有識者から意見を聴くものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育振興部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長

が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条に規定する設置期間の末日限り、その効力を失う。

付 則（令和4年5月6日付4北教教政第1151号教育長決裁）

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

付 則（令和4年9月1日付4北教教政第1649号教育長決裁）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|-----------------|--------------------|
| 委員長 | 教育振興部長 |
| 副委員長 | 子ども未来部長 |
| 委員 | 政策経営部企画課長 |
| | 教育振興部学び未来課長 |
| | 教育振興部学校改築施設管理課長 |
| | 教育振興部学校支援課長 |
| | 教育振興部生涯学習・学校地域連携課長 |
| | 教育振興部教育指導課長 |
| | 教育総合相談センター所長 |
| | 飛鳥山博物館長 |
| | 中央図書館長 |
| | 子ども未来部子ども未来課長 |
| | 子ども未来部子どもわくわく課長 |
| | 子ども未来部保育課長 |
| | 子ども家庭支援センター所長 |
| | 北区立小学校長会代表 |
| | 北区立中学校長会代表 |
| 北区立幼稚園・こども園長会代表 | |

北区教育ビジョン 2024

刊行物登録番号

5 - 1 - 1 3 9

発行年月：令和 6 年（2024 年）3 月

発 行：東京都北区教育委員会

編 集：東京都北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課

〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目 52 番 10 号

電話：03（3908）9279



City of Kita